

論 文

広南東路の商税務・税額

清木場 東

はじめに

広南東路の北部は諸山により荊湖南路、江南西路、福建路と隔てられ、南は南海に連なる。州軍14からなり、全税務127と多いが、税額は大約24万貫とやや少ない部類に属し、商業活動が盛んな地区ではない。大約3～7万貫の州3（広・潮・英）がみえるので、局地的に商業活動が盛んであった。

次に税務変動率をみると、100～400%の州9（韶・潮・連・賀・端・新・南恩・英）、50～75%の州4（広・循・康・南雄）である。なお封州は37～162%の間であり、惠州は0%である。これらの変動指数は、広南東路のほぼ全域が変動の下に置かれたことを示す。その全般的変動は、税務の実質的増加44務、減少38務であるので、多くの商業空間の発生と消滅を内容とするものであった。

1 広州

(1) 商税統計表

広州の旧務表及び新務表は、次の如くである。なお補編は広・韶・循3州及び潮州新務表の程郷県までを欠くので、それら諸州の新旧税務表は輯稿のみをあげる。

旧務表

旧。在城及清遠・增城・新會・四會・信安・懷集縣・扶胥口・^①稿、樂、志、集
 尼子・馬頭・上岡・厥口・吉河・東南河道十四務
 歲 27,022・000

新務表

熙寧十年

在	城	W1	37,308・229
增	城	R1	2,526・394
新	會	R2	5,616・728
清	遠	R3	6,770・084
懷	集	R4	1,489・369
東	莞	R5	5,047・418
金	牛 (鎮)	S1	
馬	頭 (鎮)	S2	
^② 上	岡 (鎮)	S3	②原文欠。旧務表、上岡
^② 馬	寧 等 鎮	S4	③S1～S4の合計。本文参照
^④ 扶	胥 口 鎮	S5	④志、扶胥鎮。
^④ 尼	子 鎮	S6	159・552
厥	口 鎮	S7	420・747
鄉	遙 場	T1	354・565
上	雲 場	T2	39・839
管	曲 龍 場	T3	363・387
吉	利 場	T4	3,245・490
亭	頭 場	T5	600・000
吉	河 場	T6	36・957
東	南 河 場	T7	2,624・899 ⑤旧務表、河道
^⑤ 計		20務	68,703・485

以上の旧務表・新務表の税額を税額表にまとめる。次に③の場合、4鎮税額を合計して示す。すでに証したように⁽¹⁾、記載形式の不統一によるもので、4鎮で1つの課額(1,180貫484文)が立てられたものではない。

広南東路の商税務・税額(清木場)

—3—

W1 広州 税額表

税務数	合計	平均 %	最多	最少	対比
州 1	37,308	同左	54	37,308	同左
県 5	21,448	4,289	31	6,770	1,489
鎮 7	2,678	382	4	1,180未満	?
場 7	7,261	1,037	11	3,245	36
計 20	68,695	3,434		計差 8貫	
州 県 6	58,756	9,792	85	州 0.2貫	①州 : 県 : 鎮 : 場 = 5.1 : 2.9 : 0.3 : 1
鎮 場 14	9,939	709	15	県 1.9貫	②州 県 : 鎮 場 = 5.9 : 1
県鎮場 19	31,387	1,651	46	鎮 2.1貫	③州 : 県 鎮 場 = 1.1 : 1
				場 4.1貫	④州 : 県 = 1.7 : 1 ⑤県 : 鎮 場 = 2.1 : 1 ⑥鎮 : 場 = 0.3 : 1
					⑦旧務 : 新務 = 14 : 20 ⑧旧税 : 新税 = 1 : 2.5 ⑨旧税平均 : 新税平均 = 1 : 1.7 ⑩増額率 154%
					旧税 27,022 旧務数 14 旧税平均 1,930

W1 広州 税務表

比 率	縣 置 務 率		鎮 場 率		廢 務 率	新 設 率	稅 務 變 動 率	名 目 增 減 率	鄉 鎮					
	鄉 鎮 比 率	鎮 置 務 率	州	30										
旧	85	50	0	57	57	42			縣最高	140				
新									縣最低	0				
									鄉	鎮				
縣 鎮 · 稅 務	外 縣 數	置 務 縣 數	鎮 場 數	州 縣 務 數	廢 務 數	新 設 數	實 質 增 減	移 管 務 數	數	數				
旧	7	6	7	7	0	8	8	2	30	9				
新	5	5	14	6	郭 下 總 務				計	39				
旧務合計			14		旧		新		鄉	鎮				
新務合計			20		0		0		1	最少				
機 関			塩棚3, 塩場9, 鉄場1, 鉛場1, 錫場1, 銀場5, 計20						置務数	0				
									置務率	0				

W1 広州 格中都督府 地理表 (主戸 64,796 客戸 78,465 計 143,261
 貢 沈香, 甲香, 亀殻, 蒜糖香, 石斛, 水馬, 亀殻, 麩皮, 藤席)

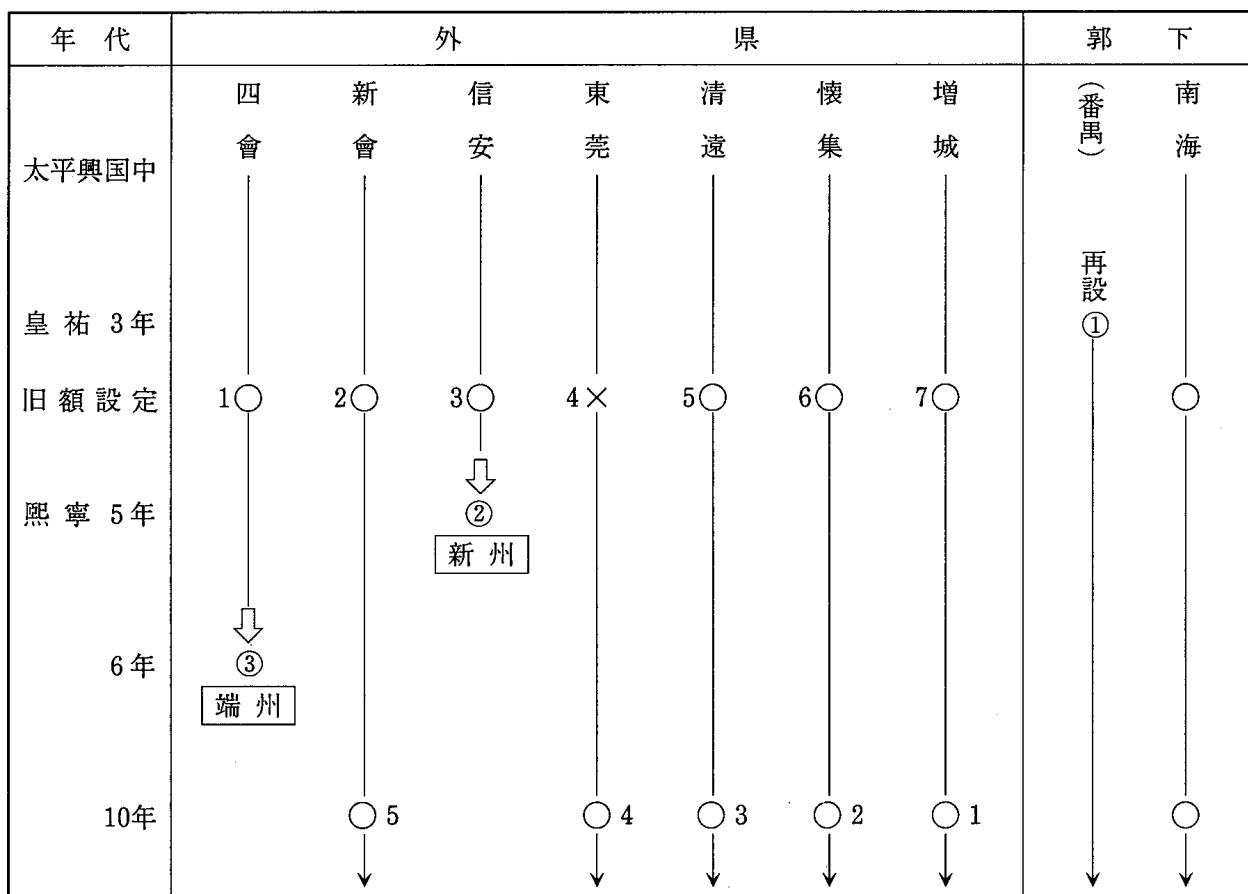
格 県	距 離	郷	鎮	%	その他の	備 考	水 系 計 ?
望 南海	郭下	6	1	16	0	大通鎮	
上 番禺	郭下	5	7	140		瑞石・平石・獵德・大水・ 石門・白田・扶胥鎮 鉄場1 銀鑪鉄場	不記
中 清遠	西北 240	4	0	0	銀場1 鉄場1 鉛場1	大富銀場 靜定鉄場 錢糾鉛場	不記
中 増城	東 120	4	1	25	0	足子鎮	不記
中 懐集	西北280	6	0	0	銀場1	大利銀場	不記
中下 東莞	東南 300	1	0	0	銀場2 鹽場3 鹽冊3	桂角・香山崖銀場 靜康・大寧・東莞鹽場 海南・黃田・歸德鹽棚	不記
下 新会	西南 330	4	0	0	錫場1 鹽場6	千歲錫場 海晏・博勞・懷寧・都斛 矬銅・金斗鹽場	不記
計	7		30	9	30	20	
土 産	明珠, 大貝, 文犀, 塩, 席, 水馬皮, 玳瑁, 蕉布, 鮫魚皮, 竹布, 石斛, 五色簾, 沈香, 大甲香, 簾, 蕃舶, 麩, 柑子, 大千金草, 小千金草, 守房郎, 千里廻, 萬里憶, 蕃人香, 崑崙犀, 篓頭母, 渡洛岬, 造酒草, 蛩娘, 蒲樓簾, 烏龜葉, 五勞草, 鷄頭根, 雙筋木葉, 仙鶴, 犀臍, 遥憐, 向日蓮, 紅茉莉, 白茉莉, 紫水蕉						41種

(2) 稅務

広州の太平興国中の管県は、寰宇記157に、「元領県十三。今八。南海・増城・懷集・清遠・東莞・四會・新會・信安」とみえ、郭下の南海県及び外県7である。次に九域志9・置廢に、次の3条がみえる。

- (1)皇祐三年。復置番禺県。
 - (2)熙寧五年。以信安県隸新州。
 - (3)六年。以四會県隸端州。
- ①は番禺県の再設、②③は信安県・四會県をそれぞれ新州・端州へ割出したこと

W1 広州 県変遷図



を伝える。以上を県変遷図に示す。なお地理表によれば、番禹は郭下県である⁽²⁾。

次に図によれば旧額設定時の旧外県は四会・新会・信安・東莞・清遠・懷集・増城など7県である。それらの7県のうち旧務表にみえるのは、清遠・增城・新会・四会・信安・懷集など6県がみえ、東莞県がみえない。旧置務率 ($6 \div 7$) は、85%になる。熙寧10年の新外県は、図によれば、増城・懷集・清遠・東莞・新会など5県である。新務表にそれら5県がみえ、新置務率は100%である。次に旧14務は、州県務7・鎮場7であり、旧鎮場率 ($7 \div 14$) は、50%になる。新20務は、州県務6・鎮場14であり、新鎮場率 ($14 \div 20$) は、70%になる。

次に旧14務のうち新務表にみえないのは、四会・信安の両務である。図によれば四会県が端州へ、信安県が新州へ割出されているので、両県務は移管務である。

廢務はなく、廢務率は0%である。新20務のうち旧務表にみえないのは、東莞・金牛・馬寧・鄉遙・上雲・管曲龍・吉利・亭頭など8務である。図によれば、他州軍からの割入は行われていないので、それらの8務は新設務である。新設率($8 \div 14$)は57%になる。

廢務0・新設8・移管2であり、実質増減は8務増になる。また税務変動率($(0+8) \div 14$)は57%で、名目増減率($(20-14) \div 14$)は42%増になる。

次に地理表の広州の郷30、鎮9であり、州の郷鎮比率($9 \div 30$)は、30%になる。県郷鎮比率をみると、最高140%、最低0%である。また7県中の郷最多は6郷、最少は1郷であり、平均は4.2郷になる。鎮最多は7鎮、無鎮の県4であり、平均は1.2鎮になる。全9鎮であるが、扶胥口鎮(地理表は扶胥鎮)のみが新務表にみえ、鎮置務率($1 \div 9$)は、11%になる。次に地理表に塩冊・塩場・鉄場・鉛場・錫場・銀場など3塩冊・17場など20機関がみえるが、いずれも新務表にはみえない。以上の諸数値を税務表に整理して示す。

注

- (1) 拙稿「廣南西路の商税務・税額」(『産業研経研究』43-2, 2009), 7~8頁。
(2) 九域志9・広州の注に、「治南海・番禺二県」とみえる。

2 韶州

(1) 商税統計表

韶州の旧務表及び新務表は、次の如くである。

旧務表

旧。在城及翁源・樂昌・仁化県・濛瀘・白石・靈源・樂昌場・ 玉壺鎮 ^① ・螺坑・馬嶺・舟頭・高藤津十三務 ^② 歳 ^③	4,662・000	①稿, ※, 志, 瀘 ②稿, 王。志, 玉 ③稿, 嶺。志, 鎮
--------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------	-----------------------------------------

新務表

熙寧十年

在	城	W2	16,962・154	
翁	源	R1	57・121	
樂	昌	R2	622・454	
仁	化	R3	562・195	④原文、九十五文
濛	瀼	S1	1,903・575	⑤同①
白	石	T1	50・287	
大	湖	T2	30・531	
浙	橋	T3	2・574	
靈	源	T4	181・790	
伍	汪	T5	126・773	⑥稿、任。志、伍
⑥	岑	T6	2,113・237	
黃	坑	T7	1,160・135	⑦稿、※。志、坑
蘇	平	T8	296・000	
大	富	T9	9・241	
石	膏	T10	7・000	
州	頭	T11	1,219・331	
	計	16務	25,304・398	

以上の旧務表及び新務表の税額を税額表にまとめる。

W2韶州 税額表

税務数	合計	平均	%	最多	最少	対比
州 1	16,962	同左	67	16,962	同左	①州：県：鎮：場=3.2：0.2：0.3：1
県 3	1,241	413	5	622	57	②州県：鎮場=2.5：1
鎮 1	1,903	同左	8	1,903	同左	③州：県鎮場=2.0：1
場 11	5,193	472	20	2,113	2	④州：県=13.6：1
計 16	25,299	1,581		計差	5貫	⑤県：鎮場=0.1：1
州 県 4	18,203	4,550	72	州	0.1	⑥鎮：場=0.3：1
鎮 場 12	7,096	591	28	県	0.7	⑦旧務：新務=13：16
県鎮場 15	8,337	555	33	鎮	0.5	⑧旧税：新税=1：5.4
				場	3.8	⑨旧税平均：新税平均=1：4.4
						⑩増額率 442%
						旧税 4,662 旧務数 13 旧税平均 358

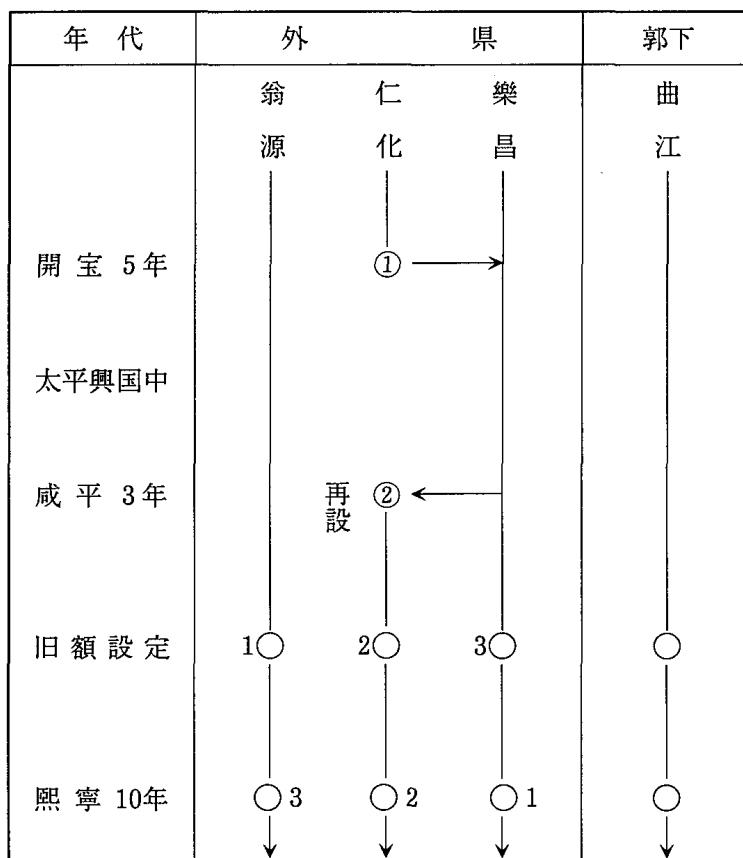
W 2 韶州 稅務表

比 率	縣 置 務 率		鎮 場 率		廢 務 率	新 設 率	稅 務 變 動 率	名 目 增 減 率	鄉 鎮					
									鄉 鎮 比 率					
旧	100		69		46	69	115	23	州	7				
新	100		75						縣最高	25				
									縣最低	0				
縣 鎮 · 稅 務	外 縣 數	置 務 縣 數	鎮 場 數	州 縣 務 數	廢 務 數	新 設 數	實 質 增 減	移 管 務 數	鄉 數	鎮 數				
旧	3	3	9	4	6	9	3	0	27	2				
新	3	3	12	4	郭下縣務				計	29				
旧務合計			13		旧	新			鄉 4	鎮 0				
新務合計			16		0	0			15	1				
備 考			銅場1, 錢監1, 鐵場2, 鉛場3, 銀場6 計13						置務數	7				
									置務率	53				

W 2 韶州 格中 地理表 (主戸 53,501 客戸 3,937 計 57,438 貢 絹, 鍾乳)

格 縣	距 離	鄉	鎮	%	その他の 場所	備 考	水 系 計
望 曲江	郭下	15	1	6	錢監1 銀場3 銅場1	濛濃鎮 永通錢監 靈源・石膏・岑水銀場 中子銅場	曲江・桂水 2
望 翁源	東 90	4	1	25	銀場1 鉛場1	玉壺鎮 大湖銀場 大富鉛場	翁水 1
中 樂昌	北 140	4	0	0	銀場2 鉛場1	伍汪・黃坑銀場 太平鉛場	武溪 1
中 仁化	東 150	4	0	0	鐵場2 鉛場1	火衆・多田鐵場 多寶鉛場	五渡水・潼溪 2
計	7	27	2	7	13	土產 蕉布, 竹布, 石斛, 甲香, 水馬, 鮫魚皮, 鬃蛇	7種

W 2 韶州 県変遷図



(2) 稅務

韶州の太平興国中の管県は、寰宇記159に、「元領県六。今三。曲江・樂昌・翁源」とみえ、郭下の曲江県及び外県2である。九域志9・置廢に、次の2条がみえる。

①(開宝)五年。省仁化県入樂昌。

②咸平三年。復置。

①は仁化県の廃止、②はその再設を伝える。以上のことを県変遷図に示す。

次に図によれば、旧額時代の旧外県と熙寧10年の新外県は同じで、翁源・仁化・樂昌など3県である。旧務表と新務表に、それら3県がみえるので、新旧の県置

務率は100%である。旧13務は、州県務4・鎮場9であり、旧鎮場率($9 \div 13$)は、69%になる。新16務は、州県務4・鎮場12であり、新鎮場率($12 \div 16$)は、75%になる。

次に旧13務のうち新務表にみえないのは、樂昌場・玉壺鎮・螺坑・馬嶺・舟頭・高藤津など6務である。図に他州軍への割出はみないので、それらの6務は廢務である。廢務率($6 \div 13$)は、46%になる。新16務のうち旧務表にみえないのは、大湖・浙橋・伍汪・岑水・黃坑・蘇平・大富・石膏・州頭津など9務である。図によれば、他州軍からの割入は行われていないので、それらの9務は新設務である。新設率($9 \div 13$)は、69%になる。なお移管務はない。

廢務6・新設9・移管0であり、実質増減は3務増になる。また税務変動率($(6 + 9) \div 13$)は115%で、名目増減率($(16 - 13) \div 13$)は23%増になる。

次に地理表の韶州の郷27、鎮2であり、州の郷鎮比率($2 \div 27$)は7%になる。県の郷鎮比率をみると、最高25%，最低0%である。次に7県中の郷最多は15郷で、最少は4郷であり、平均は3.8郷になる。鎮の最多は1鎮、無鎮の県2であり、平均は0.2鎮である。全2鎮のうち濛濃が新務表にみえ、鎮置務率は50%である。次に錢監1と銀・銅・鉛・鉄場12など計13機関が地理表にみえる。それらのうち大湖銀場・靈源銀場・伍汪銀場・岑水銀場・黃坑銀場・大富鉛場・石膏銀場など7場が新務表にみえ、その置務率($7 \div 13$)は、53%になる。以上の諸数值を税務表に整理して示す。

なお玉壺鎮は旧務表にみえ、新務表にみえないが、地理表の翁源県にみえるので、元豊まで存在した。広州においても税務が全ての鎮に置かれることはなかったことがわかる。

3 循州

(1) 商税統計表

循州の旧務表及び新務表は、次の如くである。

旧務表

旧。在城及興寧・龍川・羅翊四務

歳	2,590・000
---	-----------

新務表

熙寧十年

在城	W3	16・135
長樂	R1	32・786
興寧	R2	1・996
計	3務	50・917

以上の旧務表及び新務表の税額を税額表にまとめる。

W3 循州 税額表

税務数	合計	平均	%	最多	最少	対比
州 1	16	同左	33	16	同左	①州：県：鎮：場 = - : - : - : -
県 2	33	16	67	32	1	②州県：鎮場 = - : -
鎮 0						③州：県鎮場 = - : -
場 0						④州：県 = 0.4 : 1
計 3	49	16		計差	1貫	⑤県：鎮場 = - : -
州 県				州	0.1	⑥鎮：場 = - : -
鎮 場				県	1.7	⑦旧務：新務 = 4 : 3
県鎮場						⑧旧税：新税 = 1 : 0.01
						⑨旧税平均：新税平均 = 1 : 0.02
						⑩増額率 - 98%
						旧税 2,590 旧務数 4 旧税平均 647

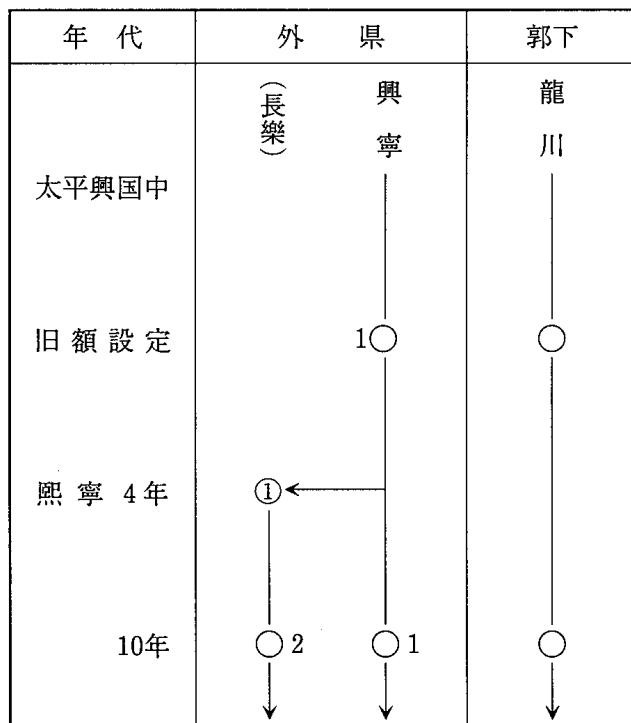
W 3 循州 税務表

比 率	縣 置 務 率		鎮 場 率		廢 務 率	新 設 率	稅 務 變 動 率	名 目 增 減 率	鄉 鎮					
	鄉 鎮 比 率	鎮 置 務 率												
旧	100		50		50	25	75	-25	州	14				
新	100		0						縣最高	50				
縣 鎮 · 稅 務	外 縣 數	置 務 縣 數	鎮 場 數	州 縣 務 數	廢 務 率	新 設 數	實 質 增 減	移 管 務 數	縣最低	0				
旧	1	1	2	2	2	1	-1	0	鄉	鎮				
新	2	2	0	3	郭下縣務				數	數				
旧務合計			4		旧		新		7	1				
新務合計			3		0		0		計	8				
機 関			鉛場1, 銀場5 計6						置務數	0				
									置務率	0				

W 3 循州 格下 地理表 (主戸 25,634 客戸 21,558 計 47,192 貢 絹, 藤盤)

格 縣	距 離	鄉	鎮	%	その他の 場所	備 考	水 系	計	4
望 龍川	郭下	2	1	50	場1	駅歩鎮 大有鉛場	龍川江, 鰐湖		2
望 興寧	東北 135	2	0	0	場1	夜明銀場	興寧江		1
上 長樂	東北 100	3	0	0	場4	羅翊・洋頭・大佐 瀨湖錫場	熱水		1
計 3		7	1	14	6	土産	大甲香, 小甲香, 五色籐香, 鮫魚皮, 五距碧雞, 越鳥, 鳩鵠, 荔枝, 龍圓	9種	

W 3 循州 県変遷図



(2) 税務

循州の太平興国中の管県は、寰宇記159に、「元領県六。今二。龍川・興寧」とみえ、郭下の龍川県及び外県1である。九域志9・置廢に、次の1条がみえる。

①熙寧四年。析興寧県地置長樂県。

①は興寧県の地を割いて、長樂県を建置したことを伝える⁽¹⁾。以上のことを県変遷図に示す。

次に図によれば、旧額設定時の旧外県は興寧県のみで、旧務表にみえるので、旧置務率は100%である。熙寧10年の新外県は、長樂・興寧の2県で、いずれも新務表にみえ、新置務率も100%である。次に旧4務は、州県務2・鎮場2であり、旧鎮場率（2÷4）は、50%になる。新3務は州県務のみで、鎮場を含まず、新鎮場率は0%である。

次に旧4務のうち新務表にみえないのは、龍川・羅翊の2務である。図に他州

軍への割出はみえないので、それらの両務は廢務である。廢務率（ $2 \div 4$ ）は、50%になる。新3務のうち旧務表にみえるのは、長樂県務である。図によれば、同県は興寧県から割出した新設の県であるので、同務は新設務である。新設率（ $1 \div 4$ ）は、25%になる。なお移管務はない。

廢務2・新設1・移管0であり、実質増減は1務減になる。また税務変動率 $((2+1) \div 4)$ は75%で、名目増減率 $((3-4) \div 4)$ は25%減になる。

次に地理表の循州の郷7、鎮1であり、州の郷鎮比率（ $1 \div 7$ ）は、14%になる。県の郷鎮比率は最高50%、最低0%である。次に3県中の郷最多は3郷、最少は2郷であり、平均は2.3郷になる。鎮の最多は1鎮、無鎮の県2であり、平均は、0.3鎮になる。唯一の駅歩鎮は新務表にみえず、鎮置務率は0%である。次に地理表に鉛・錫・銀などの6場がみえるが、新務表にはみえない。以上の諸数値を税務表に整理して示す。

注

- (1) 方域7-13・循州・興寧県に、「天禧二年。移治長樂舊址」とみえ、県治の長樂県旧址への移転を伝える。本文に示した資料①によれば、長樂県の建置は熙寧4年であるから矛盾する。しかしここに言う長樂旧址は、前代の長樂県旧址をさすものと思われる。

4 潮州

(1) 商税統計表

潮州の旧務表及び新務表は、次の如くである。

旧務表

旧。在城及潮陽・松口・招迎・黃岡五務

歳

10,799 · 000 ①原文、貫文
①

新務表

熙寧十年

在	城	W4	15,329 · 174	
程	郷	R1	2,922 · 962	②以下の数は補編にも収録
潮	陽	R2	7,639 · 265	
圍	湾	S1	2,740 · 357	
黃	崗	S2	189 · 925	
横	衝	T1	188 · 000	③稿、街。補、※。志、衝。地、衡
鳥	闘	T2	150 · 000	
石	阮	T3	8 · 500	
樂	口	T4	590 · 650	
強	豊	T5	· 322	
松	口	T6	31 · 451	
焦	溪	T7	200 · 951	
招	迎	T8	292 · 028	
	計	13務	30,283 · 585	

以上の旧務表及び新務表の税額を税額表にまとめる。

W4潮州 税額表

税務数	合計	平均	%	最多	最少	対比
州 1	15,329	同左	51	15,329	同左	①州：県：鎮：場 = 10.5 : 7.2 : 2.0 : 1
県 2	10,561	5,280	35	7,639	2,922	②州県：鎮場 = 5.9 : 1
鎮 2	2,929	1,464	10	2,740	188	③州：県鎮場 = 1.0 : 1
場 8	1,459	182	5	590	0.322	④州：県 = 1.4 : 1 ⑤県：鎮場 = 2.4 : 1 ⑥鎮：場 = 2.0 : 1
計 13	30,278	2,329		計差	5貫	⑦旧務：新務 = 5 : 13 ⑧旧税：新税 = 1 : 2.8
州 県 3	25,890	8,630	86	州	0.1	⑨旧税平均：新税平均 = 1 : 1.0
鎮 場 10	4,388	438	14	県	1.2	⑩増額率 180%
県鎮場 12	14,949	1,245	49	鎮	1.2	
				場	2.9	旧税 10,799 旧務数 5 旧税平均 2,159

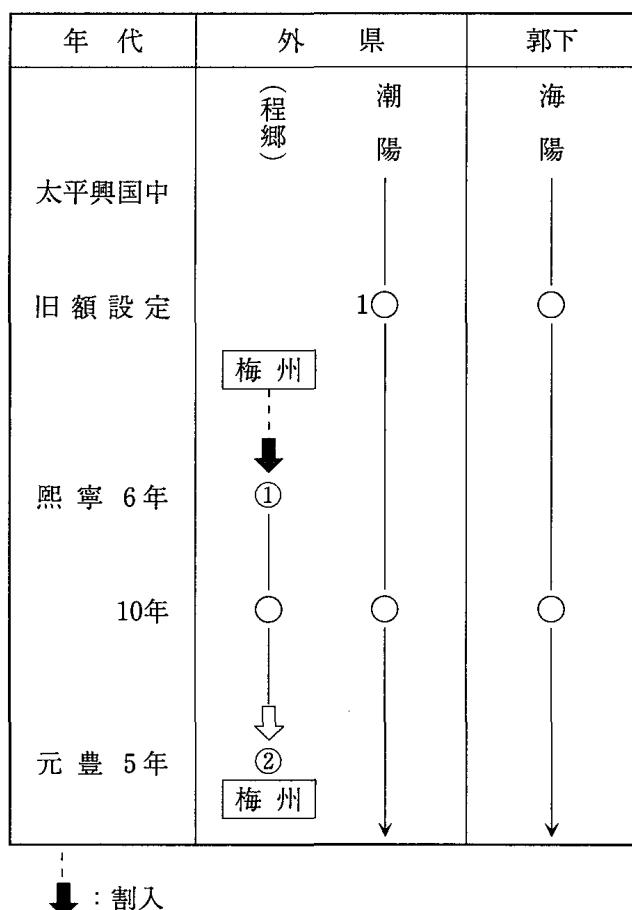
W4潮州 稅務表

比 率	縣 置 務 率	鎮 場 率		廢 務 率	新 設 率	稅 務 變 動 率	名 目 增 減 率	鄉 鎮					
								鄉 鎮 比 率					
旧	100		60		0	140	140	160	州 縣最高 縣最低				
新	100		76										
縣 鎮 · 稅 務	外 縣 數	置 務 縣 數	鎮 場 數	州 縣 務 數	廢 務 數	新 設 數	實 質 增 減	移 管 務 數					
旧	1	1	3	2	0	7	6	1	11 計 鄉				
新	2	2	10	3	郭下縣務				2 2 7 5.5				
旧務合計			5		旧		新		平均				
新務合計			13		0		0						
機 関			塩務3, 錫場3, 銀場1, 計7						置務數 置務率				
									3 42				

W4潮州 格下 地理表 (主戸 56,912 客戸 17,770 計 74,682 貢 蕉布, 甲香, 鮫魚皮)

格 縣	距 離	鄉	鎮	%	その他	備 考	水 系	計
望 海陽	郭下	7	5	71		勅州・黃岡・圍灣・裏灣・ 淨口鎮 塩務3 銀場1 錫場3		1
緊 潮陽	南 130	4	2	50	0	海口・黃岡鎮		0
計 2		11	7	63	7	土產 水馬, 甲香, 鮫魚皮, 海桐皮, 蕉布, 烏藥, 地黃, 千金鈎藥	8種	

W 4 潮州 県変遷図



(2) 税務

潮州の太平興国中の管県は、寰宇記158に、「元領県三。今二。海陽・潮陽」とみえ、郭下の海陽県及び外県1である。九域志9・置廢に、次の2条がみえる。

①熙寧六年。廢梅州。以程鄉縣隸州。

②元豐五年。程鄉縣復隸梅州。

①は梅州の廃止にともない、程鄉県が潮州に割入されたことを記す。②は元豊5年に梅州が再設されたため、程鄉県をこれに割出したことを伝える。以上を県変遷図に示す。

図によれば、旧外県は潮陽のみであり、旧務表にみえるので、旧置務率は100

%である。新外県は潮陽・程鄉の2県で、両県ともに新務表にみえるので、新置務率も100%である。次に旧5務は州県務2・鎮場3であり、旧鎮場率（3÷5）は、60%になる。新13務は、州県務3・鎮場10であり、新鎮場率（10÷13）は、76%になる。

次に旧5務はすべて新務表にみえるので、廢務はなく、廢務率は0%である。新13務のうち旧務表にみえないのは、程鄉・圃灣・橫衝・烏闌溪・石阮・樂口・強豐濟・焦溪など8務である。図によれば、梅州が熙寧6年に割入されている。梅州の旧務表にみえるのは、それら8務のうち程鄉（=在城）のみである。したがって程鄉務は移管務である。他の7務は新設務であり、新設率（7÷5）は、140%になる。

廢務0・新設7・移管1であり、実質増減は6務増になる。また税務変動率（（0+7）÷5）は140%で、名目増減率（（13-5）÷5）は160%になる。

次に地理表の潮州の郷11、鎮7であり、州の郷鎮比率（7÷11）は、63%になる。県の郷鎮比率の最高は71%で、最低は50%である。次に2県中の郷最多は7郷、最少は4郷であり、平均は5.5郷になる。鎮最多は5鎮、最少2鎮であり、平均は3.5鎮になる。また全7鎮のうち新務表に圃灣・黃岡など2鎮がみえる。鎮置務率（2÷7）は、28%になる。次に地理表に塩務、錫場、銀場など7場務がみえ、そのうち横衝錫場・強豐濟銀場・松口塩務など3務がみえる。その置務率（3÷7）は、42%になる。なお、新務表にみえる烏闌溪銀場・石阮銀場・樂口銀場など3銀場は地理表にみえないので元豊中に廃されたと思われる。以上の諸数値を税務表に整理して示す。

5 連州

(1) 商税統計表

連州の旧務表及び新務表は、次の如くである。

旧務表

旧。在城及桐臺・清瀧・保安四務
①
歳 4,115 · 000

新務表

熙寧十年

在	城	W5	6,859 · 456
陽	山	縣 R1	312 · 432
連	山	縣 R2	370 · 272
桐	臺	鎮 S1	82 · 391
清	<u>瀧</u>	鎮 S2	63 · 642
保	安	鎮 S3	26 · 755
計		6務	7,714 · 948

以上の旧務表及び新務表の税額を税額表にまとめる。

W5連州 税額表

税務数	合計	平均 %	最多	最少	対 比
州 1	6,859	同左 89	6,859	同左	①州 : 縣 : 鎮 : 場 = 40.1 : 3.9 : 1 : -
県 2	682	341 9	370	312	②州 縣 : 鎮 場 = 44.0 : 1
鎮 3	171	57 2	82	26	③州 : 縣 鎮 場 = 8.0 : 1
場 0					④州 : 縣 = 10.0 : 1
計 6	7,712	1,285	計差	2貫	⑤縣 : 鎮 場 = 3.9 : 1
州 縣 3	7,541	2,513 98	州	0.4	⑥鎮 : 場 = - : -
鎮 場 3	171	57 2	縣	0.7	⑦旧務 : 新務 = 4 : 6
縣 鎮 場 5	853	170 11	鎮	1.7	⑧旧税 : 新税 = 1 : 1.8
					⑨旧税平均 : 新税平均 = 1 : 1.2
					⑩増額率 87%
					旧税 4,115 旧務数 4 旧税平均 1,028

W5 連州 稅務表

比率	縣置務率		鎮場率		廢務率	新設率	稅務變動率	名目增減率	鄉鎮					
	鄉	鎮	鄉鎮比率	鎮置務率										
旧	0	75	0	50	50	50	50	50	州	9				
新	100	50							縣最高	66				
縣 鎮 ・ 稅 務	外 縣 數	置 務 縣 數	鎮 場 數	州 縣 務 數	廢 務 數	新 設 數	實 質 增 減	移 管 務 數	縣最低	0				
旧	2	0	3	1	0	2	2	0	鄉	鎮				
新	2	2	3	3	郭下縣務				數	數				
旧務合計			4		旧		新		22	2				
新務合計			6		0		0		計	24				
機 閥			銅場1, 銀場1 計2						置務數	0				
									置務率	0				

W5 連州 格下 地理表 (主戸 30,438 客戸 6,504 計 36,942 貢 白紵, 鍾乳)

格 縢	距 離	鄉	鎮	%	その他	備 考	水 系	計
望 桂陽	郭下	16	0	0	場1	同官銀場	湟水, 海陽湖	2
中 陽山	東南 147	3	2	66	場1	桐台・清瀧鎮 銅坑銅場	茂溪水	1
中 連山	西 160	3	0	0	0		滑水	1
計 3		22	2	9	2	土産 鍾乳, 細布, 白苧, 水銀, 朱砂, 白蠟(宋版)	6種	

W 5 連州 県変遷図

年 代	外 県	郭下
太平興国中	連 山 陽 山	桂 陽
旧額設定	1× 2×	○
熙寧 10年	○ 2 1	○

(2) 稅務

連州の太平興国中の管県は、宋版寰宇記117に、「元領県三。桂陽・陽山・連山」とみえ、郭下の桂陽県及び外県 2 である。九域志 9 及び他書は、太平興国～元豊間の州県変遷を記していない。以上のこととを県変遷図に示す。

図によれば旧外県と新外県は同じで、連山・陽山の 2 県である。旧務表に両県はみえないので、旧置務率は 0 % である。新務表には両外県がみえるので、新置務率は 100 % である。次に旧 4 務は、州県務 1 (在城)・鎮場 3 であり、旧鎮場率 ($3 \div 4$) は、75 % になる。新 6 務は、州県務 3 ・ 鎮場 3 であり、新鎮場率 ($3 \div 6$) は、50 % になる。

次に旧 4 務はすべて新務表にみえるので、廢務はなく、廢務率は 0 % である。新 6 務のうち旧務表にみえないのは、陽山・連山 2 県である。図によれば他州軍からの割入は行われていないので、それらの両務は新設務である。新設率 ($2 \div 4$) は、50 % になる。なお移管務はない。

廃務 0 ・ 新設 2 ・ 移管 0 であり、 実質増減は 2 務増になる。また税務変動率 $((0 + 2) \div 4)$ は 50% で、 名目増減率 $((6 - 4) \div 4)$ は 50% 増になる。

次に地理表の連州の郷 22、 鎮 2 であり、 州の郷鎮比率 $(2 \div 22)$ は、 9% になる。県郷鎮比率をみると、 最高 66%， 最低 0% である。次に 3 県中の郷最多は 16 郷、 最少は 3 郷であり、 平均は 7.3 郷になる。鎮の最多は 2 鎮、 無鎮の県 2 であり、 平均は 0.6 鎮になる。また鎮は桐台・清瀧 2 鎮であるが、 両鎮がともに新務表にみえ、 鎮置務率は 100% である。次に地理表に銀場・銅場など 2 場がみえるが、 新務表にはみえない。以上の諸数値を税務表に整理して示す。

6 賀州

(1) 商税統計表

賀州の旧務表及び新務表は、 次の如くである。

旧務表

旧。在城及邀巣市・武安市・短潭市・北度市・樊村市・南鄉市・太平市・古潭市・川石市・白博市・古城市・亭歩市・實城市・馮乘市・大山市・廣利市・白霞市・龍巣市・龍合市・龍腹市・邀峽溪市・清河市・寶建市・桂嶺市二十五務	2,430・000 歳
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------

- ①稿・補、欠。本文参照
②稿・補、欠。本文参照
③稿・補、欠
④補、城。 ⑤補、尖
⑥稿・補、欠 ⑦補、領
⑧原文、二十一 合計、25
本文参照

新務表

熙寧十年

在城	W6	3,238・471
富川	R1	1,498・496
桂嶺	R2	585・981
計	3務	5,322・948

以上の旧務表及び新務表の税額を税額表にまとめる。次に①②③⑥及び⑧につ

いて述べる。①②③⑥の市を補わなければ、原文は「武安短潭市」、「北度樊村市」、「古城亭歩市」、「龍岡龍合市」であり、それぞれ4文字の地名となる。4文字の地名は他に例がなく、①②③⑥を市の字を補うと、それぞれ2字の地名となり、且つ地名として不自然ではない。⑧の原文「二十一務」は4文字地名を前提とした税務数である。即ち市の字で区切って原文は読むと21務になる。統計資料の4京23道の諸州軍に4文字地名がないこと、また「武安短潭市」、「北度樊村市」、「古城亭歩市」、「龍岡龍合市」は、地名として不自然で異和感があること、また市を補うとすべて2字地名になり、且つ地名として不自然ではないこと、これらの4点から、原文は①②③⑥の市の字を脱漏していると考えられる。この考え方従って論を進める。したがって旧税務数は25務となる。なお郭正忠書では、税務表を21務とする（郭書、187頁）。これは原文の「二十一務」に従ったものである。換言すれば4箇處の4文字地名を認めたことになる。

W 6 賀州 税額表

税務数	合計	平均	%	最多	最少	対比
州 1	3,238	同左	61	3,238	同左	①州：県：鎮：場 = - : - : - : -
県 2	2,083	1,041	39	1,498	585	②州県：鎮場 = - : -
鎮 0						③州：県鎮場 = - : -
場 0						④州：県 = 1.5 : 1
計 3	5,321	1,773		計差	1貫	⑤県：鎮場 = - : -
州 県				州	0.4	⑥鎮：場 = - : -
鎮 場				県	1.4	⑦旧務：新務 = - : -
県鎮場						⑧旧税：新税 = 1 : 2.1
						⑨旧税平均：新税平均 = 1 : 18.2
						⑩増額率 118%
						旧税 2,430 旧務数 25 旧税平均 97

W 6 賀州 稅務表

比率	縣置務率	鎮場率		廢務率	新設率	稅務變動率	名目增減率	鄉鎮			
								鄉鎮比率	鎮置務率		
旧	0	96		96	8	104	88	州	0		
新	100	0						縣最高	0		
縣鎮・稅務	外縣數	置務縣數	鎮場數	州縣務數	廢務數	新設數	實質增減	移管務數	置務鎮數		
旧	2	0	24	1	24	2	-22	0	9		
新	2	2	0	3	郭下縣務				計 9		
旧務合計			25		旧		新				
新務合計			3								
機 関			銀場 1 計 1					置務數	0		
								置務率	0		

W 6 賀州 格下 地理表 (主戸 33,938 客戸 6,267 計 40,205 貢 銀)

格 縢	距 離	鄉	鎮	%	その他	備 考		水 系	計 2
緊 臨賀	郭下	5	0	0	場1	太平銀場		臨賀水	1
上 富川	西北 145	2	0	0	0			富水	1
中 桂嶺	東北 82	2	0	0	0				0
計 3		9	0	0	1	土産	黎母汁, 蜴𧈧膽, 千金藤葉, 白蠟, 山鍾乳, 脊鴟, 龍鳳化紋簾		7種

W 6 賀州 県変遷図

年代	外 県	郭下
太平興国中	桂 嶺 富 川	臨 賀
旧額設定	1× ↓ ○ 2	2× ↓ ○ 1
熙寧 10年 1077		○ ↓

(2) 税務

賀州の太平興国中の管県は、寰宇記161に、「元領県六。今三。臨賀・富川・桂嶺」とみえ、郭下の臨賀県及び外県2である。九域志9・置廢には、太平興国後の州県の変化は記されていない。他書にも変化を記さない。以上のことと県変遷図に示す。

次に図によれば、旧外県と新外県は同じで、桂嶺・富川の2県である。旧務表に両県はみえないので、旧置務率は0%である。なお旧務表の末に「桂嶺市」[○]がみえる。補編は「桂嶺市」である。いずれが正しいか明らかではない。また「桂嶺市」の「市」は「県」の誤りという考え方もあるが、原文に従い、「桂嶺市」として論を進める。なお桂嶺県に県名と同名の桂嶺市があったとしても不自然ではないであろう。これは県名と同名の鎮は散見されることから首肯されよう。なお全県に税務が置かれず、多くの市に税務が置かれた旧額時代の税務政策は例外に属し、注目される。

次に新務表に新外県の富川・桂嶺2県がみえるので、新置務率は100%である。

次に旧25務は、州県務1（在城）・鎮場24であり、旧鎮場率（ $24 \div 25$ ）は、96%になる。新3務は州県務3・鎮場0であり、新鎮場率は0%である。

次に旧25務のうち新務表にみえるのは、在城のみである。図によれば、他州軍への割出は行われていないので、他の24務は廃務である。廃務率（ $24 \div 25$ ）は96%になる。新3務のうち旧務表にみえないのは、桂嶺・富川の両県務である。図によれば、他州軍からの割入は行われていないので、両県務は新設務である。新設率（ $2 \div 25$ ）は、8%になる。なお移管務はない。

廃務24・新設2・移管0であり、実質増減は22務減になる。また税務変動率（ $(24+2) \div 25$ ）は104%で、名目増減率（ $(3-25) \div 25$ ）は88%減になる。

次に地理表の賀州の郷9、鎮0であり、州県の郷鎮比率はすべて0%になる。また鎮の最多・最少・平均は0で、鎮置務率の計算式は成立しない。3県中の郷最多は5郷、最少は2郷であり、平均は3.0郷である。なお地理表に太平銀場がみえるが、税務は置かれていません。以上の諸数値を税務表に整理して示す。

7 封州

(1) 商税統計表

封州の旧務表及び新務表は、次の如くである。

旧務表

旧。在城及開建県・六虛市八務	①	②	1,823・000	①本文参照 ②稿、補、三。本文参照
歳				

新務表

熙寧十年

在	城	W7	3,359・482
外	場	T1	215・696

五	虚	T2~T6	2,016・142	③本文参照
③	計	7務	5,591・320	
		④		

以上の旧務表及び新務表の税額を税額表にまとめる。次に①の「六墟市」及び③「五虚」について述べる。虚は周知の如く、嶺南などにおける草市である。一般に市名は市が立つ地の地名、もしくは市が立つ日（十二支）に因む名称、その他の名称を有する。例えばW10康州（後掲）には、新虚・帰虚・晏虚・馬虚などがみえる。またW13英州には、鳳林虚・大岡虚・陽溪虚・板歩虚・長岡虚・黃中虚・台石虚・光口虚・龍岡虚・白鈎虚・回口虚・蓮塘虚などがみえる。こうした例からみると、旧務表の六虛市・新務表の五虚は、6つの虚市、5つの虚と解すべきであろう。税務が置かれた地名を記さず「○○等十二務」「十五務」の例もみられる⁽¹⁾。六虛市・五虚はこの地名を省略して税務数を記す例に類するものと思われる。換言すれば、六虛市・五虚は、税務の固有名称ではなく、6つの虚市、5つの虚市を意味する。以下ではこの考え方へ従って論を進める。

六虛市は6つの虚市であるから、⑧の原文の旧税務数の新税務数「三」は、「八」に訂正しておく。また④の新税務数は、在城・外場⁽²⁾、及び5つの虚の合計で、7務として論を進める。

W 7 封州 税 額 表

税務数	合計	平均 %	最多	最少	対 比
州 1	3,359	同左	31	3,359 同左	①州：県：鎮：場 = - : - : - : -
県 0					②州県：鎮場 = 0.4 : 1
鎮 0					③州：県鎮場 = - : -
場 7	7,607	1,086 69	?	?	④州：県 = 1.5 : 1
計 8	10,966	1,370	計差	1貫	⑤県：鎮場 = - : -
州 県			州	0.4	⑥鎮：場 = - : -
鎮 場			県	0.8	⑦旧務：新務 = 8 : 7
県鎮場					⑧旧税：新税 = 1 : 6.0
					⑨旧税平均：新税平均 = 1 : 6.0
					⑩増額率 501%
					旧税 1,823 旧務数 8 旧税平均 227

W7封州 税務表

比 率	県 置 務 率		鎮 場 率		廢 務 率	新 設 率	稅 務 變 動 率	名 目 增 減 率	鄉 鎮					
									鄉 鎮 比 率					
旧	100		75		25 87	12 75	37 162	0	州	0				
新	0		85						縣最高	0				
	縣 鎮 ・ 稅 務	外 縣 數	置 務 縣 數	鎮 場 數	州 縣 務 數	廢 務 數	新 設 數	實 質 增 減	縣最低	0				
旧	1	1	6	2	2~7	1~6	-1	0	鄉	鎮				
新	1	0	6	1	郭下縣務				數	數				
旧務合計			8		旧		新		8	0				
新務合計			7		0		0		計	8				
機 関			ナシ						置務数	0				
									置務率	—				

W7封州 格下 地理表 (主戸 1,726 客戸 1,013 計 2,739 貢 銀)

格 県	距 離	郷	鎮	%	その他	備 考		水 系	計
下 封川	郭下	6	0	0	0			西江, 封口水	2
下 開建	北 170	2	0	0	0			封溪水	1
計 2		8	0	0	0	土産	鮫魚皮, 春紫筍茶, 夏紫筍茶, 榛牛, 都落布, 牛黃		6種

W 7 封州 県変遷図

年 代	外 県	郭下
太平興国中	開 建	封 川
旧額設定	1○	○
熙寧 10年	× 1	○

(2) 税務

封州の太平興国中の管県は、寰宇記164に、「元領県二。封川・開建」とみえ、郭下の封川県及び外県1である。九域志9及び他書は、太平興国後～元豊間の州県の変化を伝えていない。以上のことと県変遷図に示す。

次に図によれば、旧外県は開建である。同県が旧務表にみえるので、旧置務率は100%である。新外県も開建であるが、新務表にみえないので、新置務率は0%である。次に旧8務は、州県務2・鎮場6であり、旧鎮場率($6 \div 8$)は、75%になる。新7務は州県務1(在城)・鎮場6であり、新鎮場率($6 \div 7$)は、85%になる。

次に図によれば、他州軍への割出は行われていないので、旧8務で新務表にみえない税務は廢務である。開建が新務表にみえないので廢務である。また旧務表の6虚市中の5虚市と新務表の5虚市(以下、虚)との異同により、廢務数が相違

する。旧務表の5虚と新務の5虚がすべて同じであれば、1虚が廃務であり、これと開建と合わせて2務が廃務で、廃務率($2 \div 8$)は、25%になる。また旧務の5虚と新務の5虚とがすべて異なるならば、6虚はすべて廃務で、これと開建を合わせて7務が廃務である。廃務率($7 \div 8$)は、87%になる。後掲の表に示しているように、旧務表の6虚中の5虚と新務の5虚との異同は6ケースとなり、廃務数・廃務率も6ケースである。

次に図によれば、他州軍からの割入はないので、新7務のうち旧務表にみえない税務は新設務である。まず外場は旧務表にみえないので新設務である。新務の5虚が、旧務の6虚中の5虚と同じであれば、新設は外場のみで、新設率($1 \div 8$)は、12%になる。新設・新設率のケースは、新務5虚と旧務6虚との異同により、廃務・廃率と同じく6ケースになる。新設最多は、新務5虚と旧務6虚とが全て異なる場合で、外場を入れて6務であり、新設率($6 \div 8$)は、75%になる。6ケース中の他の4ケースは表に示す。

廃務2～7・新設1～6・移管0である。実質増減は廃務数と新設数との差であり、表に示しているように、常に1務減になる。また税務変動率は、廃務と新設との合計を旧務数8で除するので、やはり6ケースができる。最低($(2+1) \div 8$)は37%，最高162%になる。他の4ケースは表に示している。また名目増減率は新務数から旧務数を差引き、これを旧務数で除す。新務と旧務は一定であるので、6ケースの名目増減率($(7-8) \div 8$)は、12%減で、一定である。

次に地理表の封州の郷8、鎮0であり、州県の郷鎮比率は0%である。次に2県中の郷最多は6郷、最少は2郷であり、平均は4.0郷である。鎮の最多・最少・平均は0であり、鎮置務率の式は成立しない。なお地理表に他の機関はみえない。以上の諸数値を税務表にまとめる。

旧務 5 虚・新務 5 虚の異同ケース別の諸比率

ケ ー ス 番 号	廃 務 数	廃 務 率	新 設 数	新 設 率	実 質 増 減	税務の異・同		税 務 変 動 率	名 目 増 減 率
1	2	25	1	12	-1	a b c d e = アイウエオ		37	-12
2	3	37	2	25	-1	a ≠ ア, b c d e = イウエオ		62	-12
3	4	50	3	37	-1	a b ≠ アイ, c d e = ウエオ		87	-12
4	5	62	4	50	-1	a b c ≠ アイウ, d e = エオ		112	-12
5	6	75	5	62	-1	a b c d ≠ アオウエ, e = オ		137	-12
6	7	87	6	75	-1	a b c d e ≠ アイウエオ		162	-12

a b c d e は旧務表の六虚市中の 5 虚市, アイウエオは新務表の五虚,

= : 左右の税務が同じ ≠ : 左右の税務が異なる

注

- (1) 拙稿「広南西路の商税務・税額」(『産業経済研究』43-1, 2002, 7), 30~31頁。
- (2) (1)に同じ。

8 端州

(1) 商税統計表

端州の旧務表及び新務表は、次の如くである。

旧務表

旧。在城一務

歳

2,659・000 ①補, ※
②補, 五

新務表

熙寧十年

在	城	W8	7,914 · 601	
四	會	縣	R1	3,237 · 980
山	水	鎮	S1	21 · 507
胥	口	鎮	S2	8,505 · 301
黃	客	步	T1	90 · 827
	計	5務		19,770 · 216

以上の旧務表及び新務表の税額を税額表にまとめる。次に③の原文は、「三」であり、三水鎮とする。後文で述べるように、地理志・高要県に山水鎮がみえ、三水鎮はみえないが、方域には高要県三水鎮がみえる。「三」(Sān)と「山」(shān)は音が似ているので、同一鎮と思われる。

W8端州 税額表

税務数	合計	平均	%	最多	最少	対比
州 1	7,914	同左	40	7,914	同左	①州 : 県 : 鎮 : 場 = 87 : 35 : 94 : 1
県 1	3,237	同左	16	3,237	同左	②州県 : 鎮場 = 1.2 : 1
鎮 2	8,526	4,263	43	8,505	21	③州 : 県鎮場 = 0.6 : 1
場 1	90	同左	1	90	同左	④州 : 県 = 2.4 : 1
計 5	19,767	3,953		計差	3貫	⑤県 : 鎮場 = 0.3 : 1
州 県 2	11,151	5,575	56	州	0.6	⑥鎮 : 場 = 94 : 1
鎮 場 3	8,616	2,872	44	縣	0.9	⑦旧務 : 新務 = 1 : 5
県鎮場 4	11,853	2,963	60	鎮	0.8	⑧旧税 : 新税 = 1 : 7.4
				場	0.8	⑨旧税平均 : 新税平均 = 1 : 1.4
						⑩増額率 643%
						旧税 2,659 旧務数 1 旧税平均 2,659

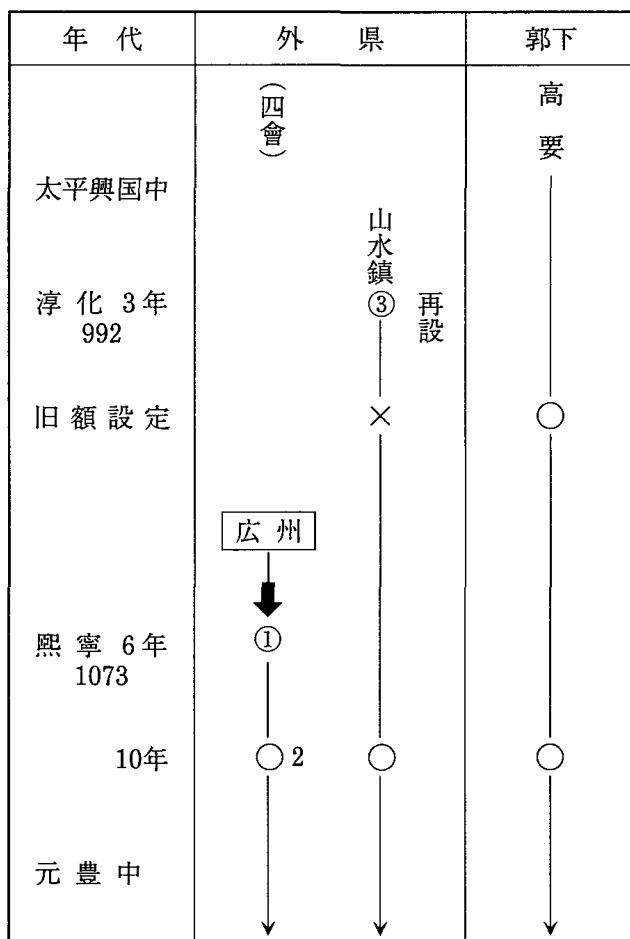
W 8 端州 税務表

比 率	県 置 務 率		鎮 場 率		廢 務 率	新 設 率	税 務 變 動 率	名 目 增 減 率	鄉 鎮					
									鄉 鎮 比 率					
旧	—		0		0	300	300	400	州	25				
新	100		60						県最高	33				
県 鎮 ・ 税 務	外 県 数	置 務 縣 數	鎮 場 數	州 縣 務 數					県最低	20				
旧	0	0	0	1					鄉	鎮				
新	1	1	3	2					數	數				
旧務合計			1						8	2				
新務合計			5						計	10				
									鄉	鎮				
									3	1				
									5	1				
									4.0	1.0				
機 関			鐵場1, 銀場1 計2					置務數	0					
									置務率					

W 8 端州 格下 地理表（主戸 11,269 客戸 13,834 計 25,103 貢 銀、石硯）

格 県	距 離	郷	鎮	%	その他	備 考	水 系	計
中 高要	郭下	5	1	20	銀場1 鉄場1	三水鎮 沙利銀場 浮蘆鉄場	西江	1
下 四会	北 95	3	1	33		胥口鎮	滑水	1
計	2	8	2	25	2	土産 廚榆子, 錦鳥, 鮫魚, 石硯		4種

W 8 端州 県変遷図



②は図示を省略

(2) 稅務

端州の太平興国中の管県は、寰宇記159に、「元領県二。今一。高要」とみえ、郭下の高要県のみで、外県0である。九域志9・置廢に、次の1条がみえる。

①熙寧6年。以廣州四會縣隸州。

①は広州からの四会県の割入を伝えている。次に方域12-17に、次の2条がみえる。

②端州高要縣三水鎮。偽漢置。開寶中廢。

③淳化三年。復置。

②は五代の南漢が置いた三水鎮を開宝中に廢したことを伝え、③は淳化3年に再設したことを記す。端州の旧務表に三水鎮はみえないが、新務表にみえる。また地理表・高要県に「山水鎮」がみえる。先に指摘したように「三」と「山」は音

が似ているので、同一鎮と考えてよいであろう。以下は山水鎮で統一する。寰宇記と①を県変遷図に示す。

次に図によれば、旧外県0で、旧置務率はない。新外県は四会県で、新務表にみえ、新置務率は100%である。次に旧1務は在城務であり、鎮場を含まない。旧鎮場率は0%である。新5務は、州県務2・鎮場3であり、新鎮場率（3÷5）は、60%になる。

次に旧1務の在城が新務表にみえるので、廢務はない。廢務率は0%である。新5務で旧務表にみえないのは、四会・山水・胥口・黃客歩など4務である。図によれば四会県が広州から端州に割入されている。したがって四会県務は移管務である。また地理表をみると、胥口鎮は四会県に属している。胥口鎮⁽¹⁾は広州の旧務にみえないで、割入後に新設された税務である。次に黃客歩は端州旧務表・広州旧務表にみえないで、新設務である。整理すると旧務表にみえない4務は、四会のみが移管務で、山水・胥口・黃客歩の3務は新設務である。新設率（3÷1）は、300%になる。

廢務0・新設3・移管1であり、実質増減は3務増になる。また税務変動率（（0+3）÷3）は300%で、名目増減率（（5-1）÷1）は400%増になる。

次に地理表の端州の郷8、鎮2であり、州の郷鎮比率（2÷8）は、25%になる。県の郷鎮比率の最高は33%，最低20%である。次に2県中の郷最多は5郷、最少は3郷であり、平均は4.0郷になる。鎮の最多・最少はとも1鎮であり、平均は1.0鎮になる。全2鎮であるが、いずれも新務表にみえ、鎮置務率（2÷2）は、100%である。なお図によれば、山水鎮は旧額設定前から置かれているが、旧務表にはみえない。したがって端州でも鎮に税務が置かれない場合もあったことがわかる。次に地理表に銀場2がみえるが、新務表にはみえない。以上の諸数値を税務表に整理して示す。

注

- (1) W1 広州の旧務表に四会と扶胥口がみえるが、扶胥口は胥口とは別の鎮で、広州新務表にもみえる(S5)。

9 新州

(1) 商税統計表

新州の旧務表及び新務表は、次の如くである。

旧務表

旧。在城一務

歳

3,001 · 000 ①稿、三百一貫
①補、三千一貫

新務表

熙寧十年

在	城	W9	918 · 074
索	盧	T1	30 · 071
信	安	T2	77 · 454 ②補、七
布	榮	T3	62 · 340
計		4務	1,087 · 939 ③郭書、4 ③

以上の旧務表及び新務表の税額を税額表にまとめる。次に①を輯稿は「三百一貫」とする。州の旧額としては、極端に少額である。補編の「三千一貫」に従うべきであろう。

W9 新州 税額表

税務数	合計	平均 %	最多	最少	対 比
州 1	918	同左 84	918	同左	①州 : 県 : 鎮 : 場 = - : - : - : - ②州県 : 鎮場 = 5.4 : 1
県 0					③州 : 県鎮場 = - : -
鎮 0					④州 : 県 = - : -
場 3	169	56 16	77	30	⑤県 : 鎮場 = - : - ⑥鎮 : 場 = - : -
計 4	1,087	271	計差	0貫	⑦旧務 : 新務 = 1 : 4 ⑧旧税 : 新税 = 1 : 0.3 ⑨旧税平均 : 新税平均 = 1 : 0.1 ⑩増額率 - 63%
州 県			州	0.0	旧税 3,001 旧務数 1 旧税平均 3,001
鎮 場			県	0.8	
県鎮場					

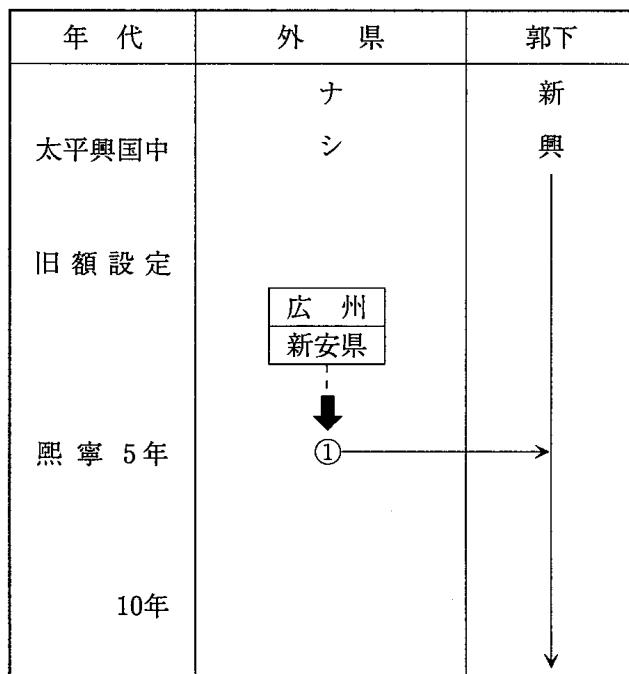
W9新州 税務表

比 率	県 置 務 率		鎮 場 率		廢 務 率	新 設 率	税 務 變 動 率	名 目 增 減 率	鄉 鎮					
									鄉 鎮 比 率					
旧	—		0		0	200	200	300	州	0				
新	—		75						県最高	0				
県 鎮 ・ 稅 務	外 縣 數	置 務 縣 數	鎮 場 數	州 縣 務 數					県最低	0				
旧	0	0	0	1	0	2	2	1	鄉	鎮				
新	0	0	3	1	郭下縣務				數	數				
旧務合計			1		旧		新		5	0				
新務合計			4		0		0		計	5				
機 関			ナシ						置務数	0				
									置務率	—				

W9新州 格下 地理表(主戸 8,480 客戸 5,167 計 13,647 貢 銀)

格 県	距 離	郷	鎮	%	その他	備 考		水 系	計
中 新興	郭下	5	0		0			新江, 封水	2
計 1		5	0		0	土産	金, 牛黃, 紵布, 都落布, 銀, 密香		6種

W9 新州 県変遷図



(2) 稅務

新州の太平興国中の管県は、寰宇記163に、「元領県三。今一。新興」とみえ、郭下の新興のみで、外県0である。九域志9・置廢に、次の1条がみえる。

①開宝五年。省永順県。熙寧五年。省廣州信安縣。並入新興。

①は開宝5年に永順県を廃して新興県に併入したこと及び熙寧5年に広州の信安県を廃し、且つ新州新興県に割出したことを伝える。以上を県変遷図に示す。なお永順県の併入は省略する。

図によれば、旧額設定時、熙寧10年に外県はないので、新旧の県置務率の式は成立しない。次に旧1務は在城務のみで、鎮場がなく、旧鎮場率は0%である。新4務は、州県務1・鎮場3であり、新鎮場率(3 ÷ 4)は、75%になる。

次に旧1務の在城は新務表にみえ、廢務はない。廢務率は0%である。新4務のうち旧務表にみえないのは、索盧・信安・布榮など3務である。図によれば、広州から信安県が鎮に降格されて新興県に併入されている。W1広州の旧務表に

信安県務がみえるので、信安は移管務である。索盧・布栄は、新州旧務表・広州旧務表にみえないので新設務である。新設率（ $2 \div 1$ ）は、200%になる。

廃務0・新設2・移管1であり、実質増減は2務増になる。また税務変動率 $((0+2) \div 1)$ は200%で、名目増減率 $((4-1) \div 1)$ は300%増になる。

次に地理表の新州の郷5、鎮0であり、州県の郷鎮比率は0%である。また鎮の最多・最少・平均は0で、鎮置務率はない。1県であるので郷の最多・最少・平均は5郷である。なお地理表に他の機関はみえない。以上の諸数値を税務表に整理して示す。

10 康州

(1) 商税統計表

康州の旧務表及び新務表は、次の如くである。

旧務表

旧。在城及都成・悦城・瀧水・新虛・歸虛・晏虛・霸圓・合水・ 横崗・都合・扶蠶・馬虛・招商・房店十五務 歳	①稿・補、隴。志、瀧 ②稿、※ ③稿・補、六。合計15
	5,055・000

新務表

熙寧十年

在 城	W10	3,734・785	
瀧 水	R1	586・000	④稿・補、隴。志、瀧
④ 県		⑥	⑤本文参照
都 城 鎮	S1	857・415	⑥本文参照
悦 城 鎮	S2	520・612	
計	4務	5,698・812	⑦本文参照
		⑦	

以上の旧務表・新務表の税額を税額表にまとめる。次に⑤の原文は、輯稿・補編では「鎮」である。後述するように瀧水県は旧瀧州の郭下であり、開宝4年に

開陽県・建水県・鎮南県などの3県が瀧水県に併入された。同6年には瀧州が廃されたため、瀧水県は康州に割入された。旧務表の瀧水はこの瀧水県と考えてよいであろう。新務表の原文に、在州の次に置かれている瀧水も県であると考えられる。地理表によれば、瀧水県に瀧水鎮があるが、県置務率が鎮置務率よりはるかに高いこと、及び3県を併入した瀧水県は旧郭下県であったことなどから、原文の「瀧水○鎮」の鎮は誤りと思われる。旧郭下の県に税務が置かれず、鎮に税務が置かれたとは考え難い。よって新旧税務表の瀧水は瀧水県として論を進める。

次に⑥の原文は税額の単位を文とする。広南東路の県鎮に貫以下の税務はない。また県鎮以下の機関でもほとんどは貫以上である。広南東路では、唯一 W4潮州のT5強豊済銀場のみが322文である。広南東路においては例外である。この322文の文も貫の誤りである可能性があろう。これらのことから新務表の瀧水県の税額は586貫として論を進める。

次に康州の新税額の計である⑦を郭書は5,113・398とする。これは R1瀧水県の課額を原文の「586文」に従って計算した場合の数値である。

W10康州 税額表

税務数	合計	平均	%	最多	最少	対比
州 1	3,734	同左	66	3,734	同左	①州 : 県 : 鎮 : 場 = 2.7 : 0.4 : 1 : -
県 1	586	同左	10	586	同左	②州県 : 鎮場 = 3.1 : 1
鎮 2	1,377	688	24			③州 : 県鎮場 = 1.9 : 1
場 0						④州 : 県 = 6.3 : 1
計 4	5,697	1,424		計差	1貫	⑤県 : 鎮場 = 0.4 : 1
州 県 2	4,320	2,160	76	州	0.7	⑥鎮 : 場 = - : -
鎮 場	1,377	688	24	縣	0	⑦旧務 : 新務 = 1 : 4
県鎮場 3	1,963	654	34	鎮	1.0	⑧旧税 : 新税 = 1 : 1.1
						⑨旧税平均 : 新税平均 = 1 : 4.2
						⑩増額率 12%
						旧税 5,055 旧務数 15 旧税平均 337

W10康州 税務表

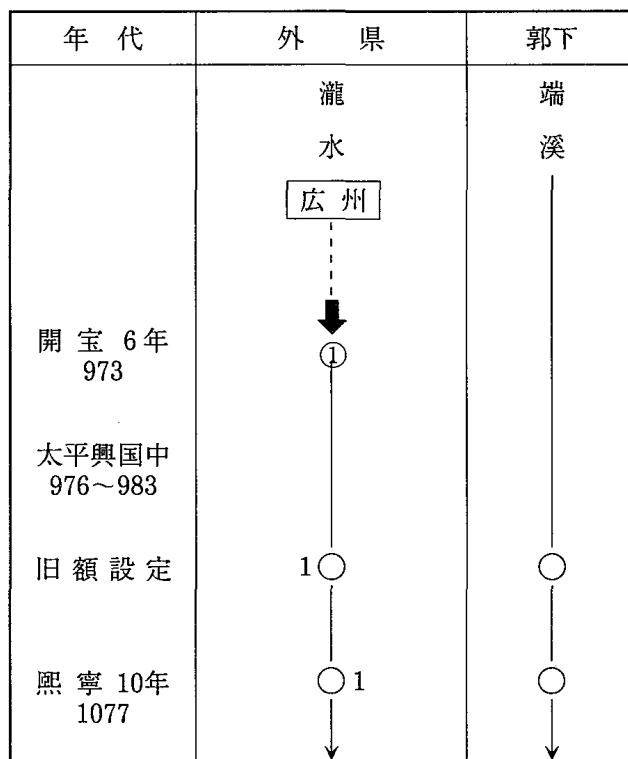
比 率	県 置 務 率		鎮 場 率		廢 務 率	新 設 率	税 務 變 動 率	名 目 增 減 率	鄉 鎮					
									鄉 鎮 比 率					
旧	100		86		73	0	73	-73	州					
新	100		50						県最高	50				
県 鎮 ・ 稅 務	外 縣 數	置 務 縣 數	鎮 場 數	州 縣 務 數	廢 務 數	新 設 數	實 質 增 減	移 管 務 數	縣最低	25				
旧	1	1	13	2	11	0	-11	0	鄉	鎮				
新	1	1	2	2	郭下縣務				數	數				
旧務合計			15		旧		新		8	3				
新務合計			4		0		0		計	11				
機 関			錫場3						置務数	0				
									置務率	0				

W10康州 格下 地理表（主戸 8,979 客戸 0 計 8,979 貢 銀）

格 県	距 離	郷	鎮	%	その他	備 考	水 系	計
下 端溪	郭下	4	2	50	場1	悅城・都城鎮 雲烈錫場	西江, 端溪	2
下 瀧水	南 268	4	1	25	場2	瀧水鎮 羅磨・護峒錫場 ⁽¹⁾	羅田水	1
計 2		8	3	37	3	土産 大甲香, 鈎簾, 烏菓, 鮫魚皮, 荊楊樹		5種

注(1)、地理志90・徳慶府（本康州）は、銀場とす。

W10康州 県変遷図



(2) 稅務

康州の太平興国中の管県は、寰宇記164に、「元領県四。今一。端溪」とみえ、郭下の端溪県のみで、外県0とする。九域志9・置廢に、次の1条がみえる。

①（開宝）六年。廢瀧州。以瀧水縣隸州。（廣記35、同）

①は瀧州の廃止にともない、瀧水縣が康州に割入されたことを記す⁽¹⁾。したがって、寰宇記の「今一。端溪」は、「今二。端溪・瀧水」に改めねばならない。以上を県変遷図に示す。

次に図によれば、旧外県と新外県は同じで、瀧水縣である。旧務表・新務表に瀧水縣がみえ、新旧の県置務率は100%である。次に旧15務は、州県務2・鎮場13であり、旧鎮場率（13÷15）は、86%になる。新4務は、州県務2・鎮場2であり、新鎮場率（2÷4）は、50%になる。

次に旧15務のうち新務表にみえるのは、在城・都城・悦城・瀧水の4務のみで

ある。図に他州軍への割出はみえないので、他の11務は廢務である。廢務率（11÷15）は、73%になる。新4務はすべて旧務表にみえるので、新設務はなく、新設率0%である。なお移管務はない。

廢務11・新設0・移管0であり、実質増減は11務減になる。また税務変動率 $((11+0) \div 15)$ は73%で、名目増減率 $((4-15) \div 15)$ は73%減になる。

次に地理表の康州の郷8、鎮3であり、州の郷鎮比率（3÷8）は、37%になる。県の郷鎮比率の最高は50%，最低25%である。2県中の郷の最多・最少は同じで4郷であり、平均は4.0郷になる。鎮の最多は2鎮、最少は1鎮であり、平均は1.5鎮になる。全3鎮中の都城・悦城の両鎮が新務表にみえ、鎮置務率（2÷3）は、66%になる。なお地理表に錫場3がみえるが、それらはいずれも新務表にみえない。以上の諸数値を税務表に整理して示す。

注

- (1) 地理志6・徳慶府（旧康州）・瀧水県に「旧隸瀧州。州廢。以県來隸」とみえ、瀧州廢止にともない瀧水県が康州に割入されたことを伝える。また方域7-22に、「瀧州開陽郡。領四県。開宝四年。廢州。省開陽・建水・鎮南三県入瀧水県。六年。州廢。以縣隸康州」とみえる。開宝4年に3県を廢して瀧水県に併入し、同6年には廢州され、同県が康州に割出されたことを記している。

11 南恩州

(1) 商税統計表

南恩州の旧務表及び新務表は、次の如くである。

旧務表

旧。在城一務

歳

846・000

新務表

熙寧十年

在	城	W11	3,393・769
陽 春	縣	R1	806・853
銅 陵	場	T1	8・646
陽 江	場	T2	3,007・285
峒 山	場	T3	3・200
博 学	場	T4	7・552
富 林	場	T5	4・034
刺 銅	場	T6	5・811
① 朝 祿	場	T7	2・343
	頭	T8	11・370
白 水	場	T9	4・832
丹 輪	場	T10	2・854
計		12務	7,258・549

以上の旧務表及び新務表の税額を税額表にまとめる。南恩州に割入される春州の旧務表に刺銅がみえる。①の辯峒は刺銅と字形が似ているので、辯峒と刺銅（峒と銅は普通。tong）は同一税務と思われる。以下では刺銅で統一する。

W11南恩州 税額表

税務数	合計	平均	%	最多	最少	対比
州 1	3393	同左	47	3,393	同左	①州：県：鎮：場 = 1.1 : 0.2 : - : 1
県 1	806	同左	11	806	同左	②州県：鎮場 = 1.3 : 1
鎮 0						③州：県鎮場 = 0.8 : 1
場 10	3,053	305	42	3,007	2	④州：県 = 4.2 : 1
計 12	7,252	604		計差	6貫	⑤県：鎮場 = 0.2 : 1
州 県 2	4,199	2,099	58	州	0.7	⑥鎮：場 = - : -
鎮 場 10	3,053	305	42	県	0.8	⑦旧務：新務 = 1 : 12
県鎮場 11	3,859	350	53	場	4.9	⑧旧税：新税 = 1 : 8.5
						⑨旧税平均：新税平均 = 1 : 0.7
						⑩増額率 757%
						旧税 846 旧務数 1 旧税平均 846

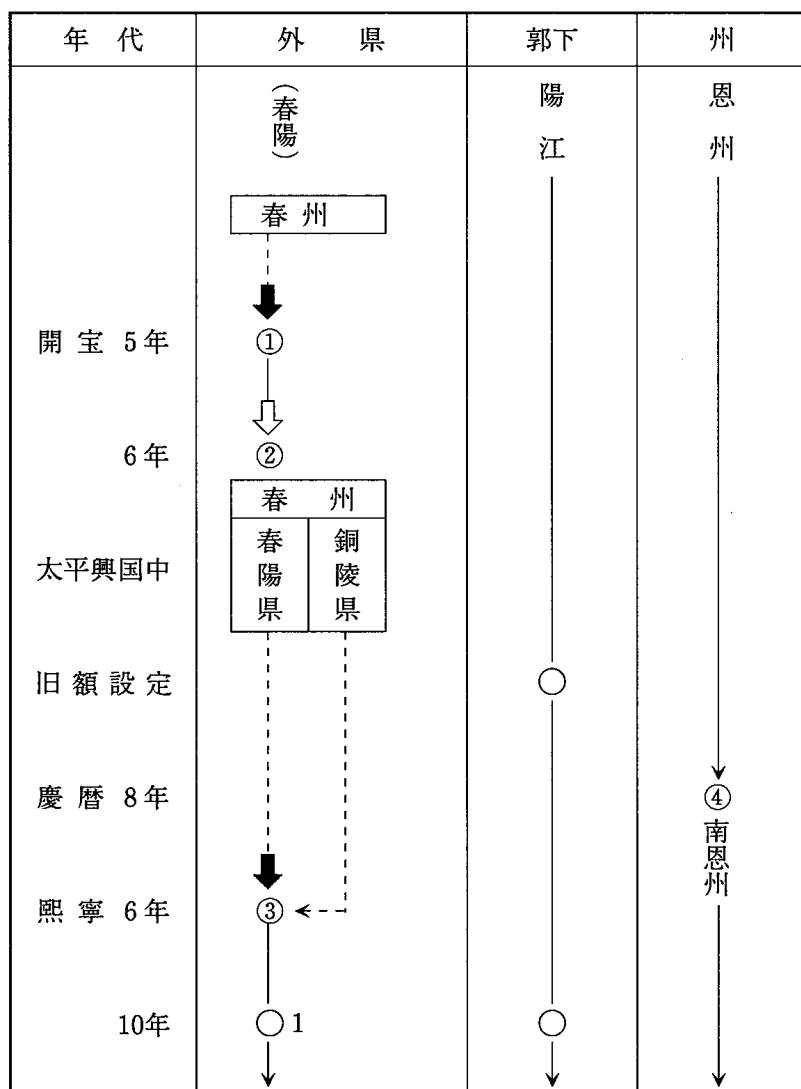
W11南恩州 税務表

比 率	県 置 務 率		鎮 場 率		廢 務 率	新 設 率	稅 務 變 動 率	名 目 增 減 率	鄉 鎮					
	鄉 鎮 比 率	鎮 置 務 率												
旧	—		0		0	300	300	1100	州	0				
新	100		83						縣最高	0				
									縣最低	0				
縣 鎮 ・ 稅 務	外 縣 數	置 務 縣 數	鎮 場 數	州 縣 務 數	廢 務 數	新 設 數	實 質 增 減	移 管 務 數	鄉	鎮				
旧	0	0	0	1	0	3	3	8	數	數				
新	1	1	10	2	郭下縣務				9	0				
旧務合計			1		旧		新		計	9				
新務合計			12		0		0		鄉	鎮				
機 関			鉛場1, 鉄場1 計2						3	0				
									6	0				
									4.5	0				
									置務數	1				
									置務率	50				

W11南恩州 格下 地理表(主戸 5,748 客戸 21,466 計 27,214 貢銀)

格 縣	距 離	鄉	鎮	%	その他	備 考	水 系	計
中 陽江	郭下	6	0	0	場1	陽江鉛場	恩平江	1
下 陽春	西北 105	3	0	0	場1	攬徑鉄場	漠陽江	1
計 2		9	0	0	2	土産 金, 銀, 驚毛鯛		3種

W11南恩州 縿変遷図



(2) 稅務

南恩州の太平興国時代の名称は恩州で、南恩州に改名したのは慶曆8年である。

恩州の太平興国中の管県は、寰宇記158に、「元領県三。今一。陽江」とみえ、郭下の陽江県のみで、外県0である。九域志9・置廢に、次の3条がみえる。

①開宝五年。廢春州。以陽春縣隸州。廢恩平・杜陵二縣入陽江。

②六年。復置春州。陽春縣復隸焉。

③熙寧六年。廢春州。縣復隸州。仍廢銅陵縣入焉。

①は開宝5年に春州が廃され、その郭下県の陽春が恩州に割入されたことを記す。また同じく春州の属県であった恩平・杜陵両県が廃され、恩州郭下の陽江県に併入されたことを伝える。次に②は開宝6年に至り、春州が再設され、陽春県が春州に隸するに至ったことを伝える。③は熙寧6年に春州が再び廃され、これにともなって春陽は再び南恩州に隸し、また銅陵県が廃されて春陽県に併入されたことを記す。

次に九域志9・南恩州の注に、

④慶曆八年。以改河北路貞州為恩州。加「南」字。

④は慶曆8年に河北路貞州が恩州に改名したので、広南東路の恩州には「南」の字を加え、南恩州に改名したことを伝える。以上のこととを県変遷図に示す。

次に図によれば旧額設定時には外県ではなく、旧置務率の式は成立しない。新外県は春陽県である。新務表に陽春県がみえるので、新置務率は100%になる。次に旧1務は在城のみで、鎮場0であり、旧鎮場率は0%である。新12務は州県務2・鎮場10であり、新鎮場率($10 \div 12$)は、83%になる。

次に旧1務の在城は、新務表の在城に同じであり、廢務はない。廢務率は0%である。新12務のうち旧務表にみえないのは春陽県以下の11務である。図によれば春州からの割入が行われている。W16春州の旧務表にみえる税務は、在城=春陽・銅陵・陽江・鎧頭・博学・富林・朝祿・刺銅など8務である。それら8務が南恩州新務表にみえるので、移管務8である。南恩州・春州両州の旧務表にみえない峒山・白水・丹輪など3務が新設務である。新設率($3 \div 1$)は、300%になる。

廢務0・新設3・移管8であり、実質増減は3務増になる。また税務変動率($(0 + 3) \div 1$)は300%で、名目増減率($(12 - 1) \div 1$)は1100%増になる。

次に地理表の南恩州の郷9、鎮0であり、州県の郷鎮比率はすべて0%である。次に2県中の郷最多は6郷、最少3であり、平均は4.5郷になる。鎮0であるか

ら、鎮最多・最少・平均は 0 で、鎮置務率はない。次に地理表に鉛場 1 と鉄場 1 がみえるが、そのうち陽江鉛場が新務表にみえるので、その置務率（1 ÷ 2）は、50% になる。以上の諸数値を税務表に整理して示す。

12 南雄州

(1) 商税統計表

南雄州の旧務表及び新務表は、次の如くである。

旧務表

旧。在城及始興・邑溪・懷化・溪塘・下坡六務
歳 6,073・000

新務表

熙寧十年

在	城	W12	10,202・839	
始	興	縣	R1	2,133・567
溪	塘	鎮	S1	991・823
計		3務	13,328・229	

以上の旧務表及び新務表の税額を税額表にまとめる。

W12南雄州 税額表

税務数	合計	平均 %	最多	最少	対 比
州 1	10,202	同左 77	10,202	同左	①州 : 県 : 鎮 : 場 = 10.2 : 2.1 : 1 : - ②州県 : 鎮場 = 12.4 : 1 ③州 : 県鎮場 = 3.2 : 1 ④州 : 県 = 4.7 : 1 ⑤県 : 鎮場 = 2.1 : 1 ⑥鎮 : 場 = - : - ⑦旧務 : 新務 = 6 : 3 ⑧旧税 : 新税 = 1 : 2.1 ⑨旧税平均 : 新税平均 = 1 : 4.3 ⑩増額率 119%
県 1	2,133	同左 16	2,133	同左	
鎮 1	991	同左 7	991	同左	
場 0					
計 3	13,326	4,442	計差	2貫	
州 県 2	12,335	6,167 93	州	0.8	
鎮 場 1	991	同左 7	県	0.5	
県鎮場 2	3,124	1,562 23	鎮	0.8	
			旧税 6,073	旧務数 6	旧税平均 1,012

W12南雄州 税務表

比 率	県置務率		鎮場率		廢務率	新設率	稅務変動率	名目増減率	郷 鎮		鎮置務率				
			郷	鎮					郷鎮比率						
旧	100		66		50	0	50	-50	州	10	0				
新	100		33						県最高	16					
									県最低	0					
県鎮・税務	外県數	置務県數	鎮場數	州縣務數	廢務數	新設數	實質增減	移管務數	郷數	鎮數	置務鎮數				
旧	1	1	4	2	3	0	-3	0	10	1	0				
新	1	1	1	2	郭下縣務				計	11					
旧務合計			6		旧		新		郷	鎮	最少				
新務合計			3		0		0		4	0					
									6	1	最多				
									5.0	0.5					
									置務數	0	平均				
										—					
機関			ナシ												

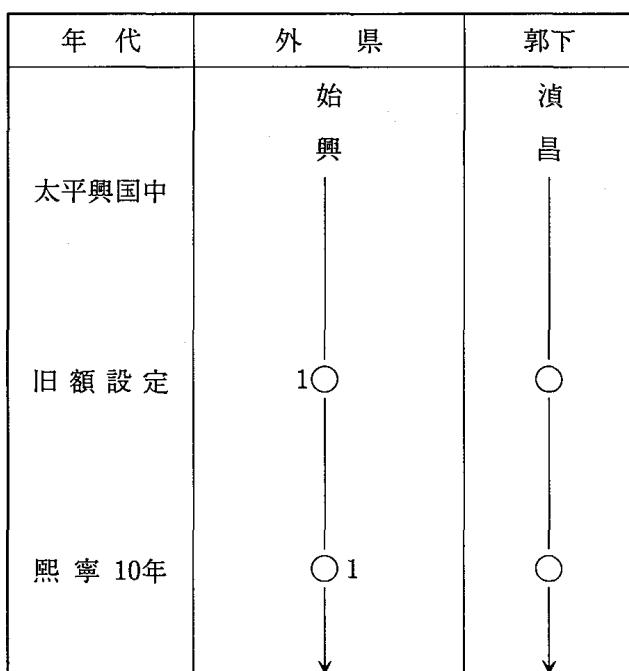
W12南雄州 格下 地理表 (主戸 18,686 客戸 1,653 計 20,339 貢 絹)

格 県	距 離	郷	鎮	%	その他の	備 考	水 系	計 2
望 保昌 ⁽¹⁾	郭下 郭下	6	1	16	0	大寧鎮	保水	1
下 始興	西南 110	4	0	0	0		脩仁水	1
計 2		10	1	10	0	土産 嫩石, 單竹 ⁽²⁾		2種

(1) 元豊中は湧昌

(2) 原文。嫩石。可以為鍋釜。單竹。練為床。可以為布。

W12南雄州 県変遷図



(2) 稅務

南雄州の太平興国中の管県は、寰宇記160に、「領県二。湧昌・始興」とみえ、郭下の湧昌県及び外県1である。九域志9・置廢及び他書は、太平興国中～元豊間の州県変遷を記していない。以上のこととを県変遷図に示す。なお、湧昌は宣和中に保昌と改名された⁽¹⁾。

図によれば旧外県・新外県は同じで、始興県のみである。旧務表・新務表に始興県がみえるので、新旧の県置務率は100%である。次に旧6務は、州県務2・鎮場4であり、旧鎮場率（4÷6）は、66%になる。新3務は、州県務2・鎮場1であり、新鎮場率（1÷3）は、33%になる。

次に旧6務のうち新務表にみえないのは、邑溪・懷化・下坡など3務である。図に他州軍への割出はみえないので、それら3務は廃務である。廃務率（3÷6）は、50%になる。新3務はすべて旧務表にみえ、新設務0、新設率0%である。なお移管務はない。

廃務3・新設0・移管0であり、実質増減は3務減になる。また税務変動率 $((3+0)\div 6)$ は50%で、名目増減率 $((3-6)\div 6)$ は50%減になる。

次に地理表の南雄州の郷10、鎮1であり、州の郷鎮比率（1÷10）は、10%になる。県の郷鎮比率をみると、最高16%，最低0%である。次に2県中の郷最多は6郷、最少4郷であり、平均は5.0郷になる。鎮の最多は1鎮、無鎮の県1であり、平均は0.5鎮になる。唯一の大寧鎮はみえず、鎮置務率は0%である。なお地理表に他の機関はみえない。以上の諸数値を税務表に整理して示す。

注

- (1) 紀勝93・南雄州に、「又賜名曰保昌郡」とあり、割注に「國朝會要。在宣和四年」とみえ、改名は宣和4年である。なお、同じく南雄州・保昌県に、「圖經云。後避仁宗嫌名。改曰保昌」とみえ、仁宗に対する避諱により保昌に改名されたことを伝える。

13 英州

(1) 商税統計表

英州の旧務表及び新務表は、次の如くである。

旧務表

旧。在城及治光・清溪・禮平・賢徳・堯山・竹溪・羅口八務

歳

8,204・000

新務表

熙寧十年

在	城	W13	14,313・242
治	光	県	8,636・402
竹	溪	場	910・158
鐘	峒	場	177・296
大	康	場	1・200
宜	安	場	894・848
羅	口	場	3,224・884
清	溪	場(鎮)	5,775・938
堯	山	場	974・984
師	子	場	425・904
賢	徳	場	829・359
銀	江	場	230・481
鳳	林	虛	194・794
大	岡	虛	788・116
陽	溪	虛	483・600
板	歩	虛(鎮)	307・404
長	岡	虛	482・622
黃	①中	虛	601・277
臺	石	虛	846・005
光	口	虛(鎮)	393・204
龍	岡	虛	435・317
白	駒	虛	928・076
回	口	虛(鎮)	776・191
蓮	塘	虛	351・000
三	接	團	322・400
	計	25務	43,304・702

以上の旧務表及び新務表の税額を税額表にまとめる。

W13英州 税額表

税務数	合計	平均 %	最多	最少	対 比
州 1	14,313	同左 33	14,313	同左	①州 : 県 : 鎮 : 場 = 1.1 : 0.7 : 0.6 : 1
県 1	8,636	同左 20	8,636	同左	②州県 : 鎮場 = 1.1 : 1
鎮 3	6,944	2,314 16	5,775	393	③州 : 県鎮場 = 0.5 : 1
場 20	13,401	670 31	3,224	1	④州 : 県 = 1.6 : 1
計 25	43,294	1,731	計差	10貫	⑤県 : 鎮場 = 0.4 : 1
州 県 2	22,949	11,474 53	州	0.2	⑥鎮 : 場 = 0.6 : 1
鎮 場 23	20,345	884 47	県 鎮	0.4 2.3	⑦旧務 : 新務 = 8 : 25
県鎮場 24	28,981	1,207 67	場	7.7	⑧旧税 : 新税 = 5.2 : 1
					⑨旧税平均 : 新税平均 = 1 : 1.6
					⑩増額率 427%
					旧税 8,204 旧務数 8 旧税平均 1,025

W13英州 税務表

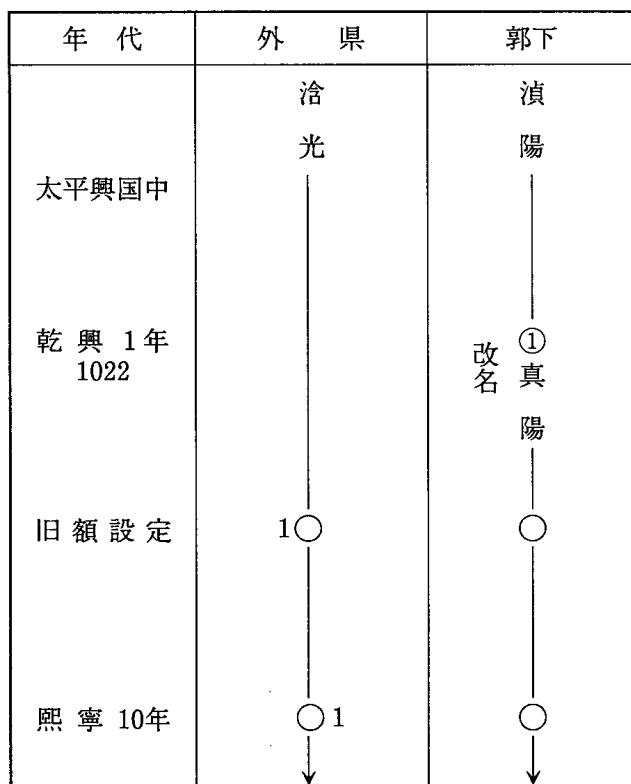
比 率	縣置務率		鎮場率		廢務率	新設率	稅務變動率	名目增減率	鄉 鎮					
			鄉	鎮					鄉鎮比率	鎮置務率				
旧	100		75		12	225	237	212	州	35				
新	100		92						縣最高	66				
	縣	鎮	鄉	鎮					縣最低	12				
縣 鎮 ・ 稅 務 數	外 縣 數	置 務 數	鎮 場 數	州 縣 務 數	廢 務 數	新 設 數	實 質 增 減	移 管 務 數	鄉 數	鎮 數				
	1	1	6	2	1	18	17	0	14	5				
新	1	1	23	2	郭下縣務				計	19				
	旧務合計		8		旧		新		鄉	鎮				
新務合計			25		0		0		6	1				
機 関			銅場 1, 銀場 5 計 6					置務數	5	最多				
								置務率	83	平均				

W13英州 格下 地理表（主戸 6,690 客戸 1,329 計 8,019 貢 紵布）

格	県	距 離	郷	鎮	%	その他	備 考	水 系	計 2
望	真陽	郭下		6	4	66	場1 場1	清溪・光口・回口・板歩鎮 鍾峒銀場 礼平銅場	始興江 1
上	洽光	西 75	8	1	12		場1	洽光鎮 賢徳・堯山・竹溪・ 師子銀場	光水 1
計	2			14	5	35	6	土産 風俗土産，並與廣州同 ^(注)	

(注) 广州土産 41種 (W1 广州, 地理表を参照)

W13英州 県変遷図



(2) 税務

英州の太平興國中の管県は、寰宇記160に、「今領県二。湞陽・洽汎^{(1)即合}」とみえ、郭下の湞陽県及び外県1である。九域志9・置廢に次の1条がみえる。

①開宝六年。以連州洽光縣隸州。乾興元年。改湞陽縣為真陽。

①は湞陽→真陽の改名を伝える。以上を県変遷図に示す。

図によると旧外県・新外県は同じで、滄光県のみである。旧務表・新務表に滄光県がみえるので、新旧の県置務率は100%になる。次に旧8務は州県務2・鎮場6であり、旧鎮場率（6÷8）は、75%になる。新25務は州県務2・鎮場23であり、新鎮場率（23÷25）は、92%になる。

次に旧8務のうち新務表にみえないのは、礼平のみである。図に他州軍への割出はみえないので、礼平は廢務である。廢務率（1÷8）は、12%になる。新25務のうち旧務表にみえるのは、在城・滄光・竹溪・羅口・清溪・堯山・賢徳など7務であり、他の18務は旧務表にみえない。図によれば他州軍からの割入は行われていないので、それらの18務は新設務である。新設率（18÷8）は、225%になる。なお移管務はない。

廢務1・新設18・移管0であり、実質増減は17務増になる。また税務変動率（(1+18)÷8）は237%で、名目増減率（(25-8)÷8）は212%増になる。

次に地理表の英州の郷14、鎮5であり、州の郷鎮比率（5÷14）は、35%になる。県の郷鎮比率をみると、最高は66%，最低は12%である。次に2県中の郷最多は8郷、最少6郷で、平均は7.0郷になる。鎮の最多は4鎮、最少1鎮であり、平均は2.5鎮になる。全5鎮のうち清溪・板歩・光口・回口など4鎮が新務表にみえる。鎮置務率（4÷5）は、80%になる。次に地理表に、銅・銀などの場6がみえ、それらのうち鐘嶠銀場・賢徳銀場・堯山銀場・竹溪銀場・師子銀場など5銀場が新務表にみえる。その置務率（5÷6）は、83%になる。以上の諸数値を税務表に整理して示す。

注

- (1) 九域志9・広州・置廢に、「開宝四年。改滄洭県為滄光。以隸連州」とみえ、滄洭→滄光の改名と連州への割入を記す。同じく連州の置廢に、「(開宝)六年。以滄光県隸英州」とみえ、太平興国以前から、滄洭は滄光と改名され、英州に割入されていた。

14 惠州

(1) 商税統計表

惠州の旧務表及び新務表は、次の如くである。

旧務表

旧。在城及河源・博羅・海豊県四務

歳 3,591・000

新務表

熙寧十年

在	城	W14	8,577・777
河	源	R1	3,675・673 ①補、※
①博	羅	R2	1,428・276
海	豊	R3	2,289・443
計		4務	15,971・169

以上の旧務表及び新務表の税額を税額表にまとめる。

W14惠州 税額表

税務数	合計	平均 %	最多	最少	対比
州 1	8,577	同左 54	8,577	同左	①州：県：鎮：場 = - : - : - : -
県 3	7,392	2,464 46	3,675	1,428	②州県：鎮場 = - : -
鎮 0					③州：県鎮場 = - : -
場 0					④州：県 = 1.1 : 1
計 4	15,969	3,992	計差	2貫	⑤県：鎮場 = - : -
州 県			州	0.7	⑥鎮：場 = - : -
鎮 場			県	1.3	⑦旧務：新務 = 4 : 4
県鎮場					⑧旧税：新税 = 1 : 4.4
					⑨旧税平均：新税平均 = 1 : 4.4
					⑩増額率 344%
					旧税 3,591 旧務数 4 旧税平均 897

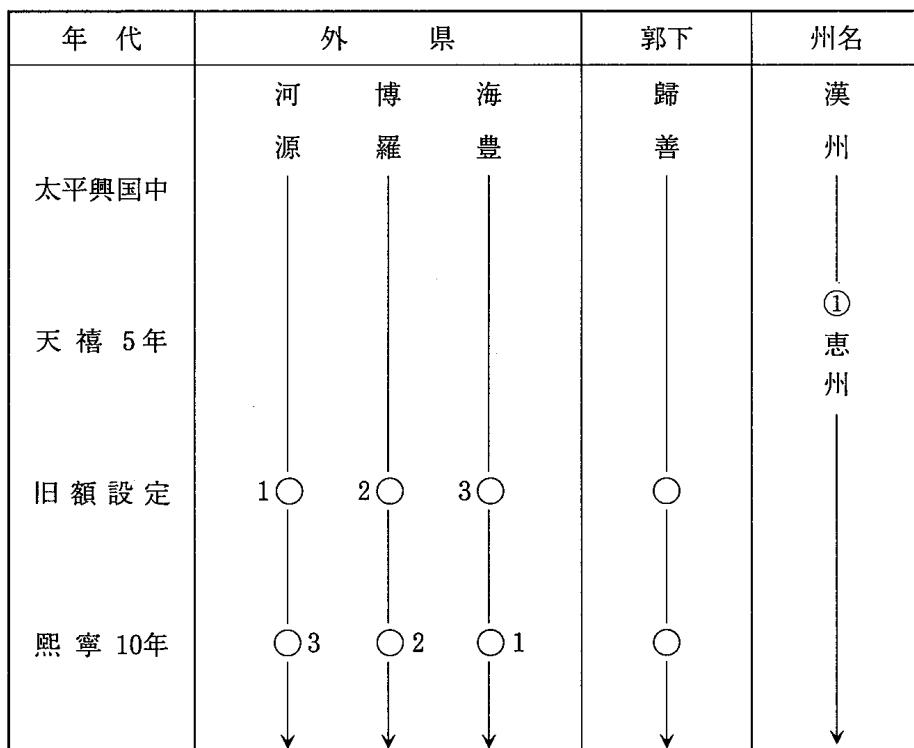
W14惠州 税務表

比 率	県 置 務 率		鎮 場 率		廢 務 率	新 設 率	稅 務 變 動 率	名 目 增 減 率	鄉 鎮 率		鎮 置 務 率				
	鄉	鎮	鄉	鎮					鄉 鎮 比 率						
旧	100		0		0	0	0	0	州	0	—				
新	100		0						縣最高	0					
	縣 鎮 · 稅 務	外 縣 數	置 務 縣 數	鎮 場 數	州 縣 務 數	廢 務 數	新 設 數	實 質 增 減	縣最低	0					
旧	3	3	0	4	0	0	0	0	10	0	0				
新	3	3	0	4	郭下縣務				計	10					
旧務合計			4		旧		新		鄉	鎮	最少				
新務合計			4		0		0		2	0	最多				
			錢監1, 塩場3, 鉄場1, 錫場9, 銀場2, 計16						2.5	0	平均				
									置務數	0					
									置務率	0					

W14惠州 格下 地理表(主戸 23,365 客戸 37,756 計 61,121 貢 甲香, 藤箱)

格 縣	距 離	鄉	鎮	%	その他	備 考	水 系	計
中 帰善	郭下	2	0	0	錢監1 銀場2 錫場3 鐵場1 塩場1	阜民錢監 西平・流坑銀場 永吉・信上・永安錫場 三豊鐵場 淡水塩場		0
緊 河源	北 150	3	0	0	錫場3	立溪・和溪・永定錫場	新豊江	1
中 博羅	北 45	2	0	0	0		浮水	1
下 海豊	東 300	3	0	0	錫場3 塩場2	靈溪・楊安・勞謝錫場 古龍・石橋塩場		0
計	4	10	0	0	16	土產 柑子, 篠花箱, 珠母, 大甲香	4種	

W14惠州 縢変遷図



(2) 稅務

惠州の太平興國中の管県は、寰宇記160に、「今領県四。歸善・海豊・博羅・河源」とみえ、郭下の帰善県及び外県3である。九域志9・惠州の注に、

①偽漢州。名同仁宗廟諱。天禧五年。改惠州。

とみえ、天禧5年の漢州→惠州の改名を伝える。なお九域志及び他書は太平興国後～元豊間の変化を記さない。以上のことを縢変遷図に示す。

次に図によれば、旧外県・新外県は同じで、河原・博羅・海豊の3県である。

旧務表・新務表にそれらの3県がみえるので、新旧の県置務率は100%である。

次に旧4務・新4務は、ともに州県務のみで、鎮場を含まない。新旧の鎮場率は0%である。

次に旧4務と新4務は同じであり、変化がない。廢務・新設・移管・実質増減はすべて0である。また廢務率・新設率及び税務変動率・名目増減率などの諸比

率は0%である。

次に地理表の惠州の郷10、鎮0であり、州県の郷鎮比率は0%である。次に4県中の郷最多は3郷、最少は2郷であり、平均は2.5郷になる。鎮の最多・最少・平均は0で、鎮置務率はない。次に地理表に銭監1・銀場2・錫場9・鉄場1・塩場3など16機関がみえるが、いずれも新務表にはみえない。以上の諸数値を税務表に整理して示す。

15 梅州

(1) 商税統計表

梅州は熙寧6年に廢されて、潮州に割出されたが、元豐5年に至って再設された州である。管県は郭下の程郷県のみである。熙寧10年の時点では、梅州は存在していなかったので、商税統計資料の新務統計欄は「今廢」と記されている。梅州の旧域における商業活動の変動及びその格差を知るため、割出先のW4潮州新務表から梅州旧域（程郷県域）の税務を拾い、旧域新務表に示す。

潮州新務表の税務で、梅州が割入される熙寧6年前の潮州旧管域（海陽県域及び潮陽県域）の税務であることが確認されるのは、潮州旧務表にみえる在城・潮陽・松口・招迎・黃岡など5務と潮州地理表にみえる圃湾・横衝・強豊など3務（潮州新設務），計8務である。また潮州旧管域の税務か、梅州旧管域の税務か不明である税務は、烏闌溪銀場・石阮銀場・焦溪鋪など3務である。

潮州の新設税務はそれらの3務であるので、梅州旧域にそれらが含まれている可能性も考えるべきであろう。因に南恩州に割入された春州の旧域においても税務新設が行われている。これらのことから、烏闌溪銀場・石阮銀場・焦溪鋪の3務は、梅州の旧域新設税務として、旧域新務表に示している。しかしそれら3務が潮州の旧域（熙寧6年前）における新設務である場合も考えられる。その場合

の数値・比率を別表（後掲）に示し、梅州の旧域税務表にはその数値・比率の変化の上限・下限値を示す。

旧務表及び旧域新務表は、次の如くである。

旧務表

旧。在城及雙派場二務
①
歳 1,043 · 000

①補・志、派。稿、汎

旧域新務表

程 鄉 縣	W4R1	2,922 · 962	②記号は潮州新務表の記号を用
樂 口 銀 場	W4T4	590 · 650	いる。以下同じ
烏 闌 溪 銀 場	W4T2	150 · 000	
石 阮 銀 場	W4T3	8 · 500	
焦 溪 鋪	W4T7	200 · 951	
計	5務	3,873 · 063	

以上の旧務表及び新務表の税額を税額表にまとめる。

W15梅州 税額表

税務数	合計	平均 %	最多	最少	対 比
州 一					①州 : 縣 : 鎮 : 場 = - : - : - : -
縣 1	2,922	同左 76	2,922	同左	②州 縣 : 鎮 場 = - : -
鎮 0					③州 : 縣 鎮 場 = - : -
場 4	948	237 24	590	8	④州 : 縣 = - : -
計 5	3,870	774	計差	3貫	⑤縣 : 鎮 場 = 3.0 : 1
州 縣			州	0.9	⑥鎮 : 場 = - : -
鎮 場			場	2.1	⑦旧務 : 新務 = 2 : 5
縣 鎮 場					⑧旧税 : 新税 = 1 : 3.7
					⑨旧税平均 : 新税平均 = 1 : 1.4
					⑩増額率 271%
					旧税 1,043 旧務数 2 旧税平均 521

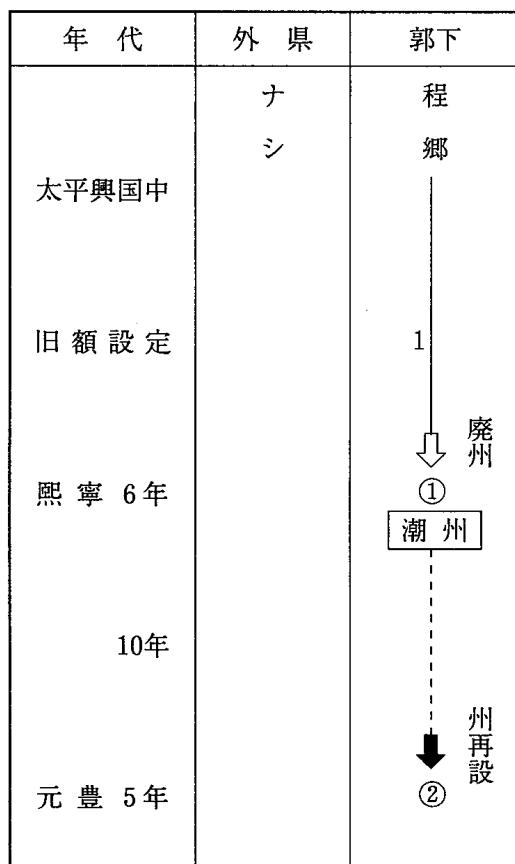
W15梅州 税務表

比 率	県 置 務 率		鎮 場 率		廢 務 率	新 設 率	稅 務 變 動 率	名 目 增 減 率	鄉 鎮		鎮 置 務 率		
									鄉 鎮 比 率				
旧	—		50		50	50 200	100 250	0 150	州	80	25		
新	100		50~66						県最高	80			
県 鎮 ・ 稅 務	外 縣 數	置 務 縣 數	鎮 場 數	州 縣 務 數		廢 務 數	新 設 數	實 質 增 減	鎮 比 率	80			
旧	0	0	1	1	1	1~4	0~3	—	鄉	鎮	置 務 鎮 數		
新	1	1	1~4	1		郭下縣務			數	數	1		
旧務合計			2			旧		新		計 9			
新務合計			2~6			0		0		5	4		
機 關			鉛場1, 鉄場1, 銀場1,						計 3	置務數	0		
										置務率	0		

W15梅州 格下 地理表（主戸 5,824 客戸 6,548 計 12,372 貢 銀, 布）

格 県	距 離	郷	鎮	%	その他	備 考	水 系	計
中 程 郷	郭下	5	4	80	銀場1 鉛場1 鉄場1	李坑・梅口・雙派・樂口鎮 樂口銀場 石坑鉛場 龍坑鉄場	程江	1
計 1		5	4	80	3	土産 山蕉, 竹布		2種

W15梅州 縿変遷図



(2) 稅務

梅州の太平興國中の管県は、寰宇記160に、「元領県一。程郷」とみえ、郭下の程郷県のみで、外県0である。九域志9・置廢に、次の2条がみえる。

①熙寧六年。廃州。以県隸潮州。

②元豊五年。復置州。県復來隸。

①は廃州にともない、県が潮州に割出されたことを記す。②は元豊5年に至り、梅州が再設され、県も州に割入されたことを伝える。以上のことを縍変遷図に示す。

図によれば、旧外県はないので、旧置務率は出ない。旧管域の場合の新置務率の計算においては、郭下県と外県の区別をせず、旧域内の所在県の置務率を計算

する。旧域内の県は、図及び地理表から、程郷県のみであることがわかる。旧域新務表に程郷県がみえるので、新置務率（ $1 \div 1$ ）は100%である。

次に旧2務は、州県務1（在城）・銀場1であり、旧鎮場率（ $1 \div 2$ ）は、50%になる。次に潮州の新務表で、所在県が不明な税務は、先に指摘しておいたように、烏闌溪銀場・石阮銀場・焦溪鋪の3務である。旧域新務表には、それらの3務がすべて熙寧6年前の梅州旧域内の税務と仮定した場合の税務を示している。3務すべてが熙寧6年前潮州旧域の税務である可能性もあり、また1務もしくは2務が潮州旧域の税務であるケースも考えられる。それらのケースの鎮場率を別表1にして示しておく。表によれば梅州旧域における鎮場率は50～66%である。

次に旧2務のうち旧域新務表にみえないのは雙派務である。図によれば、梅州は潮州のみに割入され、潮州の新務表に雙派務はみえない。したがって同務は廢務であり、廢務率（ $1 \div 2$ ）は、50%になる。新務の数は、先に指摘したように、烏闌溪・石阮・焦溪3務が梅州旧域内に所在したか否かで異なり、新設率も相違する。なお樂口務は梅州旧域内の税務であることは先に述べた。潮州の新設率も3務がその旧域内であったか否かで相違する。その相違は4ケースが考えられるので、別表2にして示しておく。

3務が梅州旧域であれば、新設務は樂口務を含めて、計4務となり、旧域新設率（ $4 \div 2$ ）は、200%になる。また3務が旧域になければ、新設務は樂口務のみとなり、旧域新設率（ $1 \div 2$ ）は、50%になる。したがって旧域新設率は3務の有無により動くが、表に示しているように50～200%内にある。なお移管は旧域内では0である。

廢務1・新設1～4・移管0であり、実質増減は0～3務増になる。また3務が旧域にあれば、税務変動率（（廢務1+新設4）÷旧務2）は、250%になる。またその名目増減率（（全務5-旧務2）÷旧務2）は、150%になる。3務が旧域になければ、税務変動率（（廢務1+新設1）÷旧務2）は、100%になる。その名目

増減率 $((2 - 2) \div 2)$ は 0 % になる。したがって梅州旧域内に 3 務が所在するか否かにより、税務変動率は 250 ~ 100%，その名目増減率は 150 ~ 0 % の範囲内で動く。

次に地理表の梅州の郷 5，鎮 4 であり、州の郷鎮比率 $(4 \div 5)$ は、80% になる。1 県であるので、県郷鎮比率の最高・最低も 80% である。また郷の最多・最少・平均はともに 5 郷である。次に鎮の最多・最少・平均は 4 鎮であり、全 4 鎮のうち樂口鎮が旧域新務表にみえるので、鎮置務率 $(1 \div 4)$ は、25% になる。次に地理表に銀場 1・鉄場 1・鉛場 1 がみえるが、いずれも旧域新務表にはみえない。以上の諸数値を旧域税務表に整理して示す。

別表 1 ケース別鎮場数と鎮場率（付、潮州新鎮場率）

ケース	梅州旧域新鎮場率				潮州新鎮場率			
	鎮場	全務	式	%	鎮場	全務	式	%
A	4	6	$4 \div 6$	66	11	13	$11 \div 13$	84
B	3	5	$3 \div 5$	60	12	14	$12 \div 14$	85
C	2	3	$2 \div 3$	66	13	15	$13 \div 15$	86
D	1	2	$1 \div 2$	50	14	16	$14 \div 16$	87

A : 3 務が梅州旧域内ある …… 3 務が潮州旧域内ない

B : 2 務が ツ …… 1 務が潮州旧域にある

C : 1 務が ツ …… 2 務が ツ

D : 3 務が梅州旧域内ない …… 3 務が ツ

% : 鎮場率

全務 : 州県務 + 鎮場

式 : 鎮場 ÷ 全務 × 100

別表2 ケース別税務数と諸比率

ケ ー ス	名 目 新 設 務 務 務 務 務 務								
	新	全	旧	廢	實	新	變	稅	名
	設			質	設	動	變	務	
				增	設	動	變	務	
				增	動	變	動	務	
				減	數	率	減	率	
A	4	5	2	1	3	200	5	250	150
B	3	4	2	1	2	150	4	200	100
C	2	3	2	1	1	100	3	150	50
D	1	2	2	1	0	50	2	100	0

3務：烏闌溪、石阮、焦溪鋪
Aケース：全務 = 程郷 + 楽口 + 3務 = 5務
B タ： = タ + 2務 = 4務
C タ： = タ + 1務 = 3務
D タ： = タ + 0務 = 2務

変動数 = 廃務 + 新設

税務変動率 = 変動数 ÷ 旧務 × 100

実質増減 = 全務 - 旧務

A : 3務が梅州旧域ある ($\stackrel{\circ}{1} + \stackrel{\circ}{3} = \text{新設 } 4$) $\stackrel{\circ}{1}$ は楽口務（梅州旧域にあり、旧務表にみえないでの新設務）
B : 2務が タ ($\stackrel{\circ}{1} + \stackrel{\circ}{2} = \text{新設 } 3$)
C : 1務が タ ($\stackrel{\circ}{1} + \stackrel{\circ}{1} = \text{新設 } 2$)
D : 3務が梅州旧域にない ($\stackrel{\circ}{1} + \stackrel{\circ}{0} = \text{新設 } 1$)

16 春州

(1) 商税統計表

春州は、熙寧6年に廃され、W11南恩州に割入された。その後、再設されなかつたので、九域志・地理志等に、春州の項目は立てられていない。旧春州の管域における商業活動の変動及びその格差を知るために、割出先の南恩州の新務表から、春州旧域に在る税務を南恩州新務表から拾い、旧域新務表に示すことにする。なお春州の管県は、郭下の陽春県及び外県の銅陵県である⁽¹⁾。春州の旧務表及び旧域新務表は、次の如くである。

旧務表

旧。在城及銅陵県・陽江場・饅頭・博学・富林・洞石・朝祿・刺

^①

稿、潮。本文参照

銅虛等九務

^②補、等虛

^③歳

426・000

旧域新務表

熙寧十年

陽 春 縢	<u>W11R1</u>	806・853	③記号は南恩州の新務表に同じ
銅 陵 場	③ W11T1	8・646	
陽 江 場	W11T2	3,007・285	
博 学 場	W11T4	7・552	
富 林 場	W11T5	4・034	
刺 銅 場	W11T6	5・811	
朝 祿 場	W11T7	2・343	
饅 頭 場	W11T8	11・370	
計	8務	3,854・894	

以上の旧務表及び新務表の税額を税額表にまとめる。次に①を輯稿は「潮祿」とし、補編は「朝祿」とする。また春州が割出された W11南恩州新務表に「朝祿」がみえるので、輯稿の春州旧務表の「潮」を「朝」に改めておく。

W16春州 税額表

税務数	合計	平均 %	最多	最少	対比
州 一					①州 : 縢 : 鎮 : 場 = - : - : - : -
県 1	806	同左 21	806	同左	②州県 : 鎮場 = - : -
鎮 0					③州 : 縢鎮場 = - : -
場 7	3,044	434 79	3,007	2	④州 : 縢 = - : -
計 8	3,850	481	計差	4貫	⑤県 : 鎮場 = 0.2 : 1
州 縢			州	0.8	⑥鎮 : 場 = - : -
鎮 場			場	3.8	⑦旧務 : 新務 = 8 : 9
県鎮場					⑧旧税 : 新税 = 1 : 9.0
					⑨旧税平均 : 新税平均 = 1 : 10.2
					⑩増額率 803%
					旧税 426 旧務数 9 旧税平均 47

W16春州 税務表

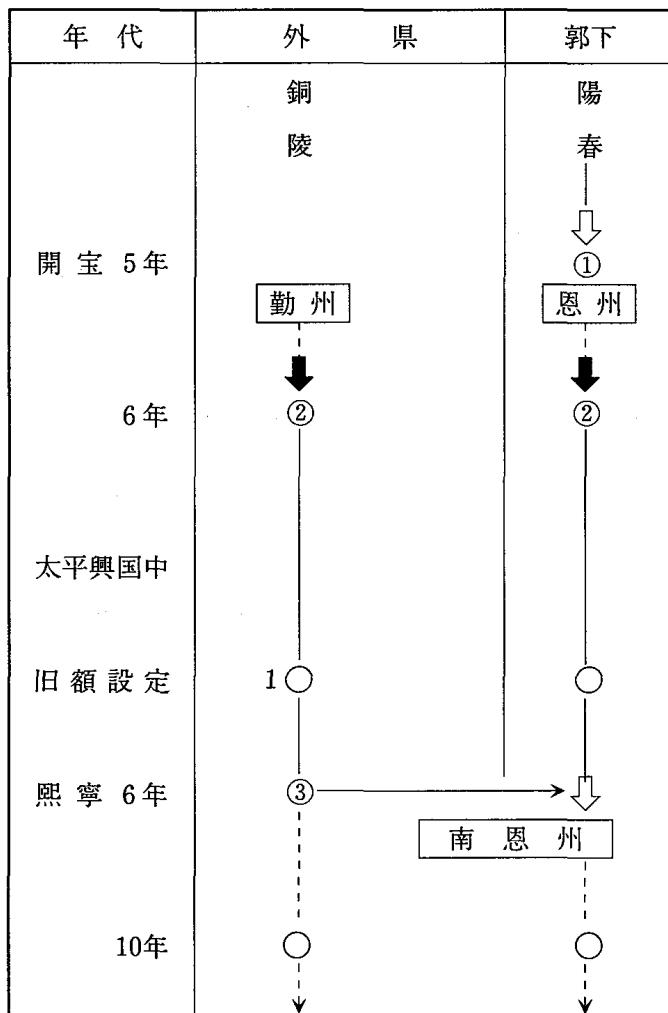
比 率	県 置 務 率		鎮 場 率		廢 務 率	新 設 率	稅 務 變 動 率	名 目 增 減 率	鄉 鎮		鎮 置 務 率				
									鄉 鎮						
旧	100		77		11	0	11	-11	州	-	-				
新	100		88						県最高	0					
県 鎮 ・ 稅 務	外 縣 數	置 務 縣 數	鎮 場 數	州 縣 務 數	廢 務 數	新 設 數	實 質 增 減	移 管 務 數	県最低	0					
旧	1	1	7	2	1	0	-1	-	鄉	鎮	置 務 鎮 數				
新	1	1	7	1	郭 下 縣 務				3	0	0				
旧 務 合 計			9		旧		新		計	3					
新 務 合 計			8		0		-		鄉	鎮	最少				
									3	0	最多				
									3.0	0	平均				
機 関			鐵場 1						置務數	0					
									置務率	0					

W16春州 旧域地理表（都共戸 主 392）

格 県	距 離	鄉	鎮	%	その他	備 考		水 系	計 1
下 陽春	郭下	3	0	0	場1	攬溪鉄場		漢陽江	1
計 1		3	0	0	1	土産	鍾乳，蕉，葛，石斛，無絲蚕		5種

土産・戸は寰宇記による。他はW11南恩州地理表による。

W16春州 県変遷図



(2) 稅務

春州の太平興國中の管県は、寰宇記158に、「元領県四。今一。陽春」とみえ、郭下の陽春県のみをあげる。しかし、県の記載部分には、陽春県及び銅陵県があげられている。また春州の本文に次の如くみえる。

①開宝五年。廢州以其地隸恩州。

②至六年。復置。中略。又廢勤州。以富林縣入銅陵一縣來屬。從本道轉運潘美之請也。

①は春州が開宝5年に廢されて恩州に割入されたことを伝える。②は同6年に春

州が再設されたこと、及び勤州が廃され、その属県の富林県が銅陵県に併入されたこと、更にその銅陵県が春州に割入されたことを伝える⁽²⁾。

②から開宝 6 年に銅陵県が春州の属県とされたことがわかる。したがって寰宇記の冒頭にあげた文の「今一。陽春」は明らかに誤りである。後文に陽春・銅陵の二県の記載を行っているにもかかわらず、こうした記述がなされた理由は明らかではない⁽³⁾。「今二。陽春・銅陵」と改めておきたい。

次に九域志 9 ・ 南恩州・置廢に、次の 1 条がみえる。

③熙寧六年。廢春州。（陽春）県復隸州。仍廢銅陵県入焉。

③は熙寧 6 年に至り、春州を廢して陽春県を南恩州に割入したこと、及び銅陵県はこれを廢して陽春県に併入したことを伝える。以上の①～③を県変遷図に示す。

図によれば、旧外県は銅陵県のみで、旧務表に同県がみえるので、旧置務率は 100% である。旧域の県は陽春県のみで、旧域新務表に同県がみえるので、新置務率も 100% である。次に旧 9 務は、州県務 2 ・ 鎮場 7 であり、旧鎮場率 ($7 \div 9$) は、77% になる。新 9 務は、州県務 1 (陽春県) ・ 鎮場 8 であり、新鎮場率 ($8 \div 9$) は、88% になる。

次に旧 9 務のうち旧域新務表にみえないのは、洞石務である。旧春州は南恩州のみに割入されたので、洞石務は廢務である。廢務率 ($1 \div 9$) は、11% になる。新 9 務はすべて旧務表にみえるので、新設務はなく、新設率は 0 % である。なお旧域内における移管務はない。

廢務 1 ・ 新設 0 であり、実質増減は 1 務減になる。また税務変動率 ($(1 + 0) \div 9$) は 11% で、名目増減率 ($(8 - 9) \div 9$) は 11% 減になる。

次に旧域地理表によれば、春州の郷 3 ・ 鎮 0 であり、県の郷鎮比率は 0 % である。1 県であるので、郷の最多・最少・平均はともに 3 郷である。鎮の最多・最少・平均は 0 で、鎮置務率はない。次に旧域地理表に鉄場 1 がみえるが、旧域新務表にはみえない。以上の諸数値を税務表に整理して示す。

注

(1) 方域 7-23に、上記の注(1)の分に続いて、「大中祥符九年。廃省入新州」（原文、入省）とみえ、更に「天禧四年。復置」とみえる。即ち春州は大中祥符9年に廃されて新州に割入され、天禧4年に再設されたとする。九域志・地理志・広記・紀勝及び事実の春州・南恩州・新州などにみえないので、春州の大中祥符廃州・天禧再設の方域の記述はとらないことにする。

また紀勝98・南恩州・陽春県の注に、「熙寧六年。廃勤州富林県。省入銅陵県」とみえ、熙寧6年の勤州富林県の廃県と銅陵県への併入を記すが、他書は開宝6年とする。熙寧6年の廃県はとらないことにする。なお春州旧務表でも県は銅陵県のみで、富林は鎮場として記載されている。

(2) ①②と近似した文は、方域 7-23・春州にもみえる。即ち「開宝五年。廃入恩州。復置。中略。廃勤州。以銅陵県隸」とみえる。

(3) 寰宇記は「元領県四。今一。陽春。三県廃。流南・羅水・西城」と記し、その後に改行して、「廃勤州元領県二。今一。銅陵。一県廃。富林」と記している。他州からの割入を別記する方法をとっているが、開宝6年にはすでに銅陵は属県になっていたので、寰宇記は太平興国中の制を記す書であるから、「今一。陽春」はやはり誤りである。この「今一。春陽」は開宝前の記述を引いたとみなければならない。

おわりに

以上に考察して整理した広南東路諸州の税務・税額のうち、各州の州額・県額・鎮額・場額がそれぞれ州計に占める率、及び州県鎮場の数を示すと次の表1の如くである。州県38、鎮場93で税務の総計131は、全国的水準では高い水準である第Ⅲ水準にはいる路である。またそれらの税務の税額合計は大約24万貫（表2）であるので、やや高い水準である第Ⅱ水準に属する。次に表1の指標によれば、活動規模では A I に属する州は東路14州軍のうち10州で最も多く、エリア活動では、B II に属する州10で最も多い。東路の商業活動状況の基調は A I B II 型である。すなわち東路では多くの州で地方エリア活動が発展したが、地方エリアにおける商業規模は行政都市商業の規模に比して小さかった。

次に東路の変動状況は表2に示しているように、商業規模が拡大した州が多く、14州軍のうち12州が拡大しているので、全体的に見ると東路は規模変動ではF I型に属する。また激増州10で、甚だ多くの州で著しい発展がみられる。次にエリア指標によると活動エリアが拡大したG Iの州8、縮小したG IIの州5、停滞したG IIIの州1であり、エリア変動ではG IVに属する。なお変動がなかったのは1州であり、ほぼ全域でエリア変動が生じていた。規模・エリア両指標によると、広南東路商業活動変動は、活動規模では著しい発展がみられたが、活動エリアでは拡大州と衰退・停滞の州とに大差はなく、著しい発展はみられない。

表1 W 広南東路 商業活動基調

州 軍	税額比率(%)						税務数				合 計	比率		
	州	県	計	鎮	場		州	県	鎮	場		州 県務	鎮場	
W1	54	31	85	4	11	15	1	5	7	7	20	30	70	
W2	67	5	72	8	20	28	1	3	1	11	16	25	75	
W3	33	67	100	0	0	0	1	2	0	0	3	100	0	
W4	51	35	86	10	5	14	1	2	2	8	13	23	77	
W5	89	9	98	2	0	2	1	2	3	0	6	50	50	
W6	61	39	100	0	0	0	1	2	0	0	3	100	0	
W7	31	0	31	0	69	69	1	0	0	7	8	12	88	
W8	40	16	56	43	1	44	1	1	2	1	5	40	60	
W9	84	0	84	0	16	16	1	0	0	3	4	25	75	
W10	66	10	76	24	0	24	1	1	2	0	4	50	50	
W11	47	11	58	0	42	42	1	1	0	10	12	17	83	
W12	77	16	93	7	0	7	1	1	1	0	3	67	33	
W13	33	20	53	16	31	47	1	1	3	20	25	8	92	
W14	54	46	100	0	0	0	1	3	0	0	4	100	0	
平均	56	22	78	8	14	22	計	14	24	21	67	126	——	
型	州軍記号					型	州軍記号				路の基調			
A I	W1～W6, W9, W10, W12, W14					B I	W3, W6, W14				A I B II			
A II	W7					B II	W1, W2, W4, W5, W7～W11, W13							
A III	W8, W11, W13					B III	W12							

表2 W 広南東路 商業活動変動基調

州 軍		W1	W2	W3	W4	W5	W6	W7	W8	W9	W10	W11	W12	W13	W14	備 考
商業活動指 数	規 模	新 額	7	3	—	3	0.7	0.5	1	2	0.1	0.5	0.7	1	4	大約24万貫 7万の州1, 5万以下の州13
	規 模	増額率	154	442	—98	180	87	118	501	643	—63	12	757	119	427	344 100%以上の州10, 0%の州0, 12~87%の州2, —98~—63%の州2
	工 エ リ ア	増減務	8	3	—1	6	2	—22	—1	3	2	—11	3	—3	17	0 増務の州8, 減務の州5、不变の州1
	工 エ リ ア	廃務率	0	46	50	0	0	96	25 / 87	0	0	73	0	50	12	0 100%以上の州0 12~96%の州7, 0%の州7
	工 エ リ ア	新設率	57	69	25	140	50	8	12 / 75	300	200	0	300	0	225	0 100%以上の州5 8~75%の州6, 0%の州3
路 の 基 調	FIG IV	規 模	増額州数：減額州数：不变州数 = 発展州：衰退州：停滞州 = 12 : 2 : 0 増額率の幅：減額率の幅 = 発展度：衰退度 = 12~757% : —98~—63%													
			100%以上の激増の州 = 局地的甚しい規模の発展の発生 10州													
		工 エ リ ア	増務州数：減務州数：不变州数 = 発展州：衰退州：停滞州 = 8 : 5 : 1 増務数：減務数 = 発展エリア：衰退エリア = 44 : 38													
			100%以上の新設率大 = 局地的甚しいエリア発展の発生 5州													

商税統計資料一覧表

注 ①②…は、本文の各州軍の旧務表・新務表の欄外注の番号と一致する。

広南東路	W		在城	W2	16,962・154
広州	W1		翁源県	R1	57・121
旧在城及清遠・增城・新會・四會・信安・懷集 県・扶胥口・尼子・馬頭・上岡・厥口・吉河・ 東南河道十四務		27,022・000	樂昌県	R2	622・454
歳		27,022・000	仁化県	R3	562・195 ^④
熙寧十年			濛漢鎮	S1	1,903・575
在城	W1	37,308・229	白石場	T1	50・287
増城県	R1	2,526・394	大湖場	T2	30・531
新會県	R2	5,616・728	浙橋場	T3	2・574
清遠県	R3	6,770・084	靈源場	T4	181・790
懷集県	R4	1,489・369	伍汪場	T5	126・773
東莞県	R5	5,047・418	岑水場	T6	2,113・237
金牛・馬頭・上岡・馬寧等鎮			黃坑場	T7	1,160・135
^②	S1～4	1,180・484	蘇平場	T8	296・000
扶胥口鎮	S5	919・343 ^③	大富場	T9	9・241
^④ 尼子鎮	S6	159・552	石膏場	T10	7・000
厥口鎮	S7	420・747	州頭津	T11	1,219・331
鄉遙場	T1	354・565			
上雲場	T2	39・839	循州	W3	
管曲龍場	T3	363・387	旧在城及興寧・龍川・羅翊四務		
吉利場	T4	3,245・490	歳		2,590・000
亭頭場	T5	600・000	熙寧十年		
吉河場	T6	36・957	在城	W3	16・135
東南河場	T7	2,624・899	長樂県	R1	32・786
^⑤			興寧県	R2	1・996
韶州	W2		潮州	W4	
旧在城及翁源・樂昌・仁化県・濛漢・白石・靈 源・樂昌場・玉壺鎮・螺坑・馬嶺・舟頭・高 藤津十三務			旧在城及潮陽・松口・招迎・黃崗五務		
歳		4,662・000	歳		10,799・000 ^①
熙寧十年			熙寧十年		
			在城	W4	15,329・174
			程鄉縣	R1	2,922・962 ^②
			潮陽縣	R2	7,639・265
			圃灣鎮	S1	2,740・357
			黃崗鎮	S2	189・925

橫衝錫場	T1	188 · 000	在城	W7	3,359 · 482
③ 烏闌溪銀場	T2	150 · 000	外場	T1	215 · 696
石阮銀場	T3	8 · 500	五虛	T2	2,016 · 142
樂口銀場	T4	590 · 650	③		
強豐濟銀場	T5	· 322	端州	W8	
松口務	T6	31 · 451	旧在城一務		
焦溪鋪	T7	200 · 951	歲		2,659 · 000 ①②
招迎鋪	T8	292 · 028	熙寧十年		
 連州	 W5		在城	W8	7,914 · 601
旧在城及桐臺 · 清瀧 · 保安四務			四會縣	R1	3,237 · 980
歲		4,115 · 000	山水鎮	S1	21 · 570
熙寧十年			胥口鎮	S2	8,505 · 301 ④
在城	W5	6,859 · 456	⑤ 黃客步	T1	90 · 827 ⑥
陽山縣	R1	312 · 432	 新州	W9	
連山縣	R2	370 · 272	旧在城一務		
桐臺鎮	S1	82 · 391	歲		3,001 · 000 ①
清瀧鎮	S2	63 · 642	熙寧十年		
② 保安鎮	S3	26 · 755	在城	W9	918 · 074
 賀州	 W6		索盧場	T1	30 · 071
旧在城及邀崗市 · 武安市 · 短潭市 · 北度市 · 樊			信安場	T2	77 · 454 ②
村市 · 南鄉市 · 太平市 · 古潭市 · 川石市 · 白博			布榮場	T3	62 · 340
市 · 古城市 · 亭步市 · 實城市 · 憑乘市 · 大山			 康州	W10	
市 · 廣利市 · 白霞市 · 龍崗市 · 龍合市 · 龍腹			旧在城及都成 · 悅城 · 瀧水 · 新虛 · 歸虛 · 晏虛 ·		
市 · 遐峽溪市 · 清河市 · 寶建市 · 桂嶺市		2,430 · 000	霸圓 · 合水 · 橫崗 · 都合 · 扶蠶 · 馬虛 · 招商 ·		
二十五務			房店十五務		
歲			③ 歲		5,055 · 000
熙寧十年			熙寧十年		
在城	W6	3,238 · 471	在城	W10	3,734 · 785
富川縣	R1	1,498 · 496	瀧水縣	R1	586 · 000 ⑥
桂嶺縣	R2	585 · 981	都成鎮	S1	857 · 415
 封州	 W7		悅城鎮	S2	520 · 612
旧在城及開建縣 · 六虛市八務			 南恩州	W11	
歲		1,823 · 000	旧在城一務		
熙寧十年			歲		846 · 000

熙寧十年			賢徳場	T8	829・359
在城	W11	3,393・769	銀江場	T9	230・481
陽春県	R1	806・853	鳳林虛	T10	194・794
銅陵場	T1	8・646	大岡虛	T11	788・116
陽江場	T2	3,007・285	陽溪虛	T12	483・600
峒山場	T3	3・200	板步虛(鎮)	S2	307・404
博学場	T4	7・552	長岡虛	T13	482・622
富林場	T5	4・034	①黃中虛	T14	601・277
刺峒場	T6	5・811	臺石虛	T15	846・005 ^②
①朝祿場	T7	2・343	光口虛(鎮)	S3	393・204
鎌頭場	T8	11・370	龍岡虛	T16	435・317
白水場	T9	4・832	白駒虛	T17	928・076
丹輪場	T10	2・854	回口虛(鎮)	S4	776・191
			蓮塘虛	T18	351・000
南雄州	W12		三接團	T19	322・400
旧在城及始興・邑溪・懷化・溪塘・下坡六務					
歳		6,073・000	惠州	W14	
熙寧十年			旧在城及河源・博羅・海豊県四務		
在城	W12	10,202・839	歳		3,591・000
始興県	R1	2,133・567	熙寧十年		
溪塘鎮	S1	991・823	在城	W14	8,577・777
英州	W13		河源県	R1	3,675・673
旧在城及治光・清溪・禮平・賢徳・堯山・竹溪・			①博羅県	R2	1,428・276
羅口八務			海豊県	R3	2,289・443
歳		8,204・000	梅州	W15	
熙寧十年			旧在城及雙派場二務		
在城	W13	14,313・242	歳		1,043・000 ^①
治光県	R1	8,636・402	今	W15 廃	
竹溪場	T1	910・158	春州	W16	
鐘峒場	T2	177・296	旧在城及銅陵県・陽江場・鎌頭・博学・富林・		
大康場	T3	1・200	洞石・朝祿・刺銅虛等九務		
宜安場	T4	894・848	歳		426・000 ^②
羅口場	T5	3,224・884	今	W16 廃	
清溪場(鎮)	S1	5,775・938			
堯山場	T6	974・984			
師子場	T7	425・904			